

令和5年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会 ～参考資料一覧～

- | | |
|---|--|
| 1. 学習者用デジタル教科書について…………… P 1 | 1 2. 特別活動に係る映像資料、指導資料（国立教育政策研究所）のお知らせについて…………… P 3 7 |
| 2. 在外教育施設における教育実習を可能とする
制度改正について…………… P 6 | 1 3. 特異な才能のある児童生徒に対する支援
について…………… P 3 9 |
| 3. ハンセン病に関する教育の実施について… P 1 2 | 1 4. 教育振興基本計画リーフレットについて…… P 4 3 |
| 4. B型肝炎に関する教育について…………… P 1 7 | 1 5. 第五次子どもの読書活動の推進に関する
基本的な計画の概要について…………… P 5 1 |
| 5. 消費者教育について…………… P 1 8 | 1 6. 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に
係る学校管理規則の参考例等の送付について… P 5 5 |
| 6. 学校における働き方改革に関するこれまでの
経緯について…………… P 2 5 | 1 7. 「初等教育資料」について…………… P 7 1 |
| 7. 道徳教育アーカイブについて…………… P 2 6 | 1 8. 「中等教育資料」について…………… P 7 3 |
| 8. 「今、求められる力を高める総合的な学習（探究）
の時間の展開」（指導手引き）について… P 2 7 | 1 9. 独立行政法人国立青少年教育振興機構の取組
について…………… P 7 4 |
| 9. 主権者教育に関する副教材等について…… P 2 9 | |
| 1 0. 薬害を学ぶための教育の充実について…… P 3 1 | |
| 1 1. 外国語教育の改善と免許法認定講習の開設等
専門人材育成・確保事業について…………… P 3 2 | |

学習者用デジタル教科書について

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の普及促進

- 令和3年度から「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」により、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を促進。

令和3年度

・任意の1教科 → 全国の約40%

令和4年度

・英語 → 全国の100%
・算数 数学 → 全国の約20%
(その他教科で50%)

令和5年度

・英語 → 全国の100%
・算数・数学 → 全国の約50%

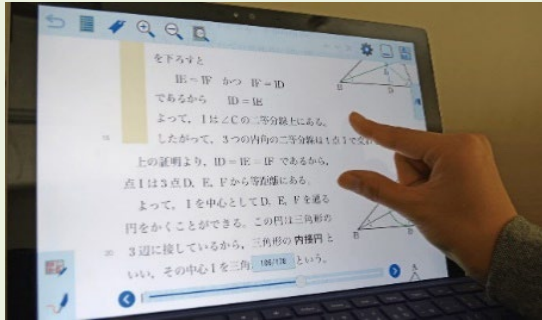
導入の方向性

中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」**で導入。
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

2 | 書き込み



教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

3 | 保存



教科書に書き込んだ内容を保存・表示することができます。

4 | 音声読み上げ



教科書の文章を音声で読み上げることができます。

5 | 背景・文字色の変更・反転



教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

6 | ルビ



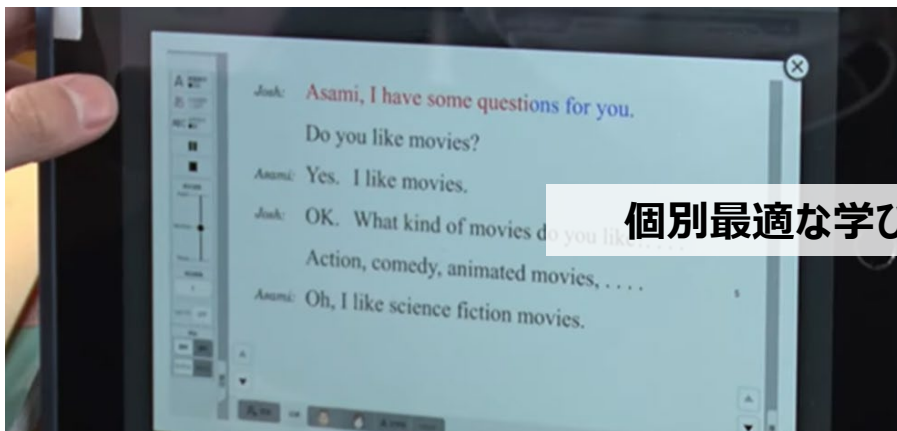
教科書の漢字にルビを振ることができます。

教師向け大規模アンケート調査 授業におけるデジタル教科書の機能別の使用頻度 (全体教科平均：抜粋) 使用の肯定的回答の割合

機能	拡大	書き込み	保存	音声	色反転	リフロー	ルビ
利用頻度	約64%	約43%	約28%	約29%	約10%	約18%	約18%

デジタル教科書の活用による個別最適な学びや協働的な学びの充実

- デジタルの特性（音声・視覚情報との一体化やオンラインでの共有化等）を活かすことで、個別最適な学びや協働的な学びの充実につなげることができる。

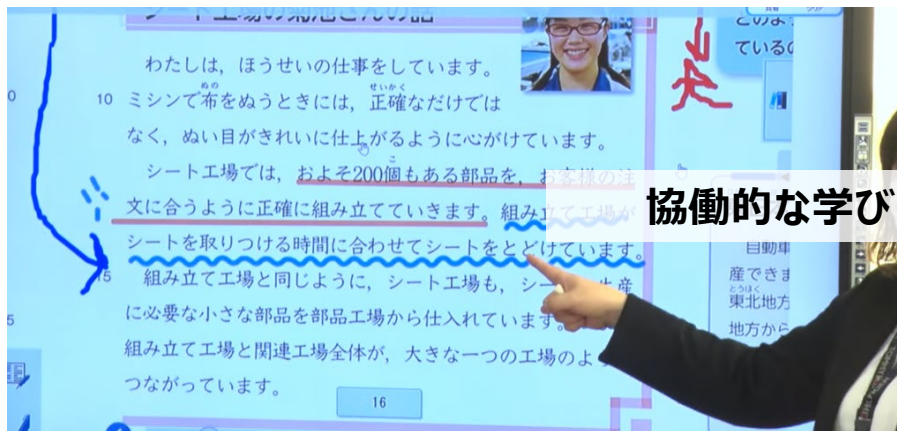


個別最適な学びにつながる活用場面

児童生徒が自分のペースで、ネイティブ・スピーカー等による朗読音声を教科書本文と合わせて確認することができる。

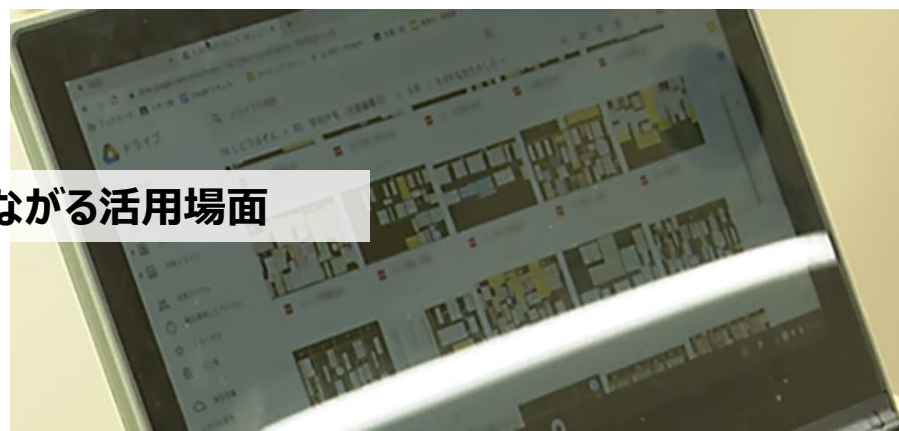


児童生徒が自ら操作しながら、図形やグラフなどの変化を視覚的に理解することができる。



協働的な学びにつながる活用場面

児童生徒が書き込んだ内容を電子黒板や大型提示装置に表示してクラス全体で共有できる。



学習支援ソフトと連携することで、クラス全員の書き込んだ内容を一覧で表示することができる。

事務連絡
令和5年5月25日

教職課程を置く
各国公立大学長 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）

文部科学省では、中央教育審議会における議論を踏まえ、令和6年度からすべての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語を導入し、その次に算数・数学の学習者用デジタル教科書（以下デジタル教科書とする。）を学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供することとしています。

また、デジタル教科書への慣れや学習環境を豊かにする観点から当面の間は紙の教科書と併用しながらの活用となります。

文部科学省では、デジタル教科書の活用促進のため、令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、デジタル教科書の実践事例集と研修動画を作成し、公表しているところです。（令和5年5月末～6月上旬にホームページの内容更新予定）

本事例集と研修動画は実際の授業場面での具体的な活用方法や実践事例などが掲載されています。教員を志望する学生が、デジタル教科書を活用した授業研究や教育実習での授業実践に取り組めるよう、必要に応じて本事例集と研修動画等の活用をお願いします。

なお、教員を志望する学生における学習者用デジタル教科書の活用については、令和6年度から小中学校等へ段階的に導入される英語、次に導入される算数・数学に関しては、学生等が活用できるようになっています。

購入についてはホームページから個人単位で購入できるものと、大学等が購入希望者を取りまとめて購入できるものがありますので、購入を希望する場合には、各教科書発行者のデジタル教科書のホームページ等をご確認ください。

送付資料

【別添】学習者用デジタル教科書実践事例集・研修動画ご案内（リーフレット）

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課
デジタル教科書企画係

電話 03 (5253) 4111 内線 5070

Mail: digital@mext.go.jp

- デジタル教科書の活用にあたっては、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要**であることから、中央教育審議会においても、**都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要**であると指摘されています。
- このような状況を踏まえ、文部科学省では、**デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表**しています。（下記QR参照）
学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



詳細はこちら



1. 事例集

2. 事例集

3. 事例集

4. 事例集

保護者・教員向け動画



詳細はこちら



佐藤 大輔 教諭
正統教育大学附属中学校

Q. 学習者用デジタル教科書を使うことで

教員向け研修資料

デジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を可能とするデジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学び
デジタル教科書の効果的な活用のポイント

協働的な学び
デジタル教科書の効果的な活用のポイント

個別最適な学びの活用に関するデジタル教科書の効果的な活用のあり方

協働的な学びの活用に関するデジタル教科書の効果的な活用のあり方



デジタル教科書の効果的な活用例（外国語）

活用ポイント

個別最適な学び
英語の習得の促進

協働的な学び
英語の習得の促進

個別最適な学び
英語の習得の促進



在外教育施設における教育実習を可能とする制度改革について

検討の背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正することにより、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習を可能とする

- ⇒各都道府県教育委員会派遣教師や現地採用教師との接触により様々な教授法や教育情報、グローバルな視点を学ぶことが可能
- ⇒イマージョン授業、日本語教育や日本式教育・日本文化発信、ICTの積極的活用など特色ある教育や指導法に触れることが可能
- ⇒在外教育施設には、海外での長期滞在や国際結婚家庭などの児童生徒が多く、国内の外国籍児童生徒対応に経験を活かすことが可能
- ⇒豊富な外国語活動や現地校との交流活動等により、グローバルな視点や考え方を身に付けることが可能

実施に当たっての方策

1. 指導・評価体制の確保

大学は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら、責任を持って指導に当たることとする。

①事前・事後指導

通常の教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては滞在先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を身に付けるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②実習中の大学による指導

学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、訪問指導を行うことが望ましいが、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、併せて、電話、メール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすること。

③学生の指導・評価に関する大学と実習校との間の連携体制

大学は、実習に先立ち、実習校との間で、実習期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び実習校の双方において、実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

2. 大学と実習校との間での協定の締結

実習の実施に当たっては、あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこととする。

協定で明らかにしておくべきと考えられる事項

- ・目的 ・教育実習の対象となる学生 ・教育実習の時期及び期間
- ・学生に対する指導・評価の方法 ・連携体制の構築
- ・経費 ・滞在先等 ・安全確保 ・教育実習の中止 ・協定期間

3. 文部科学省による支援・助言等について

在外教育施設での教育実習を行うに当たっては、大学は実習校との間で締結した協定の内容をあらかじめ文部科学省に報告するとともに、教育実習実施計画書を提出することとする。

文部科学省においては、大学と実習校とのマッチングの支援を行うほか、必要に応じて協定の締結及び教育実習の実施に関する助言等を行う。

(※)文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について

「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

在外教育施設における教育実習の実績について

背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進⇒教育職員免許法施行規則の一部改正（平成30年12月）により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習が平成31年4月より可能となった。

令和元年度実績

受入校：ジャカルタ日本人学校

1. 実施校：高松大学（私立）
 2. 実施時期：令和元年9月10日～14日（5日間）
 3. 実習生：2名
 4. 主な成果等
 - ・海外における特色ある教育や指導法（ジャカルタの特色を生かした学校行事、教科の教材開発、学習指導）に触れることができた。
 - ・全国から集まる教師から様々な教授法や教育情報を学ぶことができた。
 - ・現地採用教師との交流を通して多面的な世界観に触れることができた。
- ・2名とも教員採用試験に合格



出典 令和元年度高松大学報告書等より文部科学省作成

令和2年度実績

受入校：香港日本人学校香港校

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和2年7月6日～24日（15日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍社会人・香港在住）
4. 主な成果等
 - ・コロナウィルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となったが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
 - ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考になった。
 - ・今後は正規の教員となることを目指したい。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省作成

令和3年度実績

受入校：ソウル日本人学校

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和3年7月5日～16日（12日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍・韓国在住）
4. 主な成果等
 - ・対面授業とオンライン授業において、ICT機器を積極的に活用した。オンライン授業にてにおいても授業目的を十分に達成できるよう、機器の操作等に工夫を図った。
 - ・派遣教師からも様々なアドバイスを受け、授業の改善を図った。
 - ・将来的には、日本人学校等での勤務を目指している。



出典 佛教大学報告書等より文部科学省作成

令和4年度実績

受入校：バンコク日本人学校

1. 実施校：東京学芸大学（国立）
2. 実施時期：令和4年9月5日～23日（19日間）
3. 実習生：2名
4. 主な成果等
 - ・JASSO採択の短期派遣プログラム（ノンイミグランドEDビザ取得）として、選択科目「教育実地研究Ⅱ」による3週間の「協力校での教育実習」を実施。
 - ・校長等の講話、授業参観、学校経営、登下校指導や健康観察、教壇実習（研究授業と事後検討会など）といった一連の実習を行った。
 - ・大学卒業後は、2名とも日本人学校（バンコク）の教員として勤務を予定。



出典 東京学芸大学からの報告等により文部科学省作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

プレ派遣の推進

背景

在外教育施設を活用した戦略的なグローバル教師の育成の観点から、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、その一環として正規採用教諭を目指す若手教師の育成を目的として、「プレ派遣教師」制度を平成30年度より実施。

プレ派遣教師の派遣実績

派遣期間は原則として2年間。評価等に応じて最長4年間まで延長可。 ※令和2年度まで原則1年間、最長3年間まで延長可

(派遣実績)	・平成30年度:11名(1名)	・令和元年度:14名(7名)	・令和2年度:8名(合格者なし*)
※カッコ内は派遣期間中の 教員採用選考試験合格者数	・令和3年度:13名(1名*)	・令和4年度:26名(1名*)	

* 新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどのプレ派遣教師が教員採用選考試験の受験を見合わせた。

在外教育施設での教師経験が評価される取組について

背景

- 「教員採用等の改善に係る取組について」(平成29年1月26日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知)により、日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を有する者等に対し、一部試験免除や特別の選考等、日本人学校等での経験や技能・実績を考慮した採用選考の実施に努めるよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。
- 「教員採用等の改善に係る取組について」(平成30年2月21日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知)により、小・中・高等学校を通じた外国語教育の改善として、日本人学校等での勤務などの海外経験を考慮した加点など外国語の指導法等の専門性を考慮した採用選考を実施するよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。

国内における取組事例

- 文部科学省における取組
文部科学大臣優秀教職員表彰候補の推薦において、「国際交流等の分野における特に顕著な成果」として、在外教育施設に派遣経験のある教師(現在の派遣教師も含む。)の在外教育施設での指導経験及び派遣経験を生かした国内での教育活動等についても考慮。
- 各都道府県・指定都市における取組(公立学校教員採用選考試験)
12都道府県、3指定都市において、在外教育施設での勤務経験を有する者に対し、一部試験の免除や加点等の配慮を行っている。詳細は次のとおり。

令和5年度実施の教員採用試験の状況について

No.	都道府県・指定都市	免除・加点等
1	北海道・札幌市	【英語】小学校教諭、中学校教諭(英語)及び高等学校教諭(英語)等の区分において、在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次検査の総合点に10点加点。
2	栃木県	在外日本人教育施設において、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に通算2年以上の勤務経験がある者は、第1次試験のうち一般教養試験を免除。
3	千葉県・千葉市	社会人特別選考において、「日本人学校等の現地での採用」等として、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に2年以上の派遣実績・実務経験を有する者は、「教職教養」の選考を免除され、「専門教科」「集団面接」の選考を実施。
4	東京都	在外教育施設の認定等に関する規定に基づき認定されている在外教育施設において、令和5年3月31日までに教育活動に従事した経験が2年以上ある者は、第1次選考の「教職教養」を免除。
5	長野県	青年海外協力隊など(※)の国際貢献活動の経験が令和6年3月31日現在で通算2年以上ある者は、一次選考のうち「一般教養」を免除。 ※在外教育施設プレ派遣教師も含まれます。
6	京都府	日本人学校において、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に合計して3年以上の勤務経験がある者は、第1次選考試験の専門試験において5点加点。
7	兵庫県	小学校教諭のうち在外教育施設等における2年以上の英語を使用した勤務経験を有する者は第一次選考試験において20点加点。

8 島根県

【英語】小学校教諭のうち英語区分として、在外教育施設等で令和5年3月31日現在で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者等を別枠で募集

9 徳島県

【英語】英語特別選考(中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」)では、原則1年以上の英語を使用した海外での活動経験(在外教育施設等での勤務など)を有する者は第1次審査を免除。

【英語】小学校教諭のうち在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次審査の総合点に15点加点するとともに、第2次審査の実技試験を免除。

10 香川県

【英語】特別選考Ⅰにおいて、小学校教諭のうち、中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有し、青年海外協力隊又は在外教育施設等で24か月以上の英語を使用した勤務の経験がある者で、香川県の国公立小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、平成31年4月1日から令和5年5月26日までに、講師等として通算12か月以上の勤務経験がある、又は外国語指導助手として通算24か月以上の勤務経験がある場合は、第1次選考試験の総合試験を免除。

11 高知県

【英語】小学校教諭のうち在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次審査及び第2次審査の審査項目の合計点にそれぞれ20点加点。

12 福岡県

日本人学校の教員としての派遣経験が平成25年4月1日から令和5年5月19日までの期間に通算24か月以上ある場合、第一次試験で教職教養を免除(小学校以外)、「専門教科」試験内の「教職教養に関する試験」を免除(小学校)、中学校教員「技術」「家庭」を受験する者は専門教科を免除。

13 佐賀県

在外教育施設現地採用教員(※)として2年以上の経験を有する者は、第1次試験の選考において10点加点。

※在外教育施設プレ派遣教師も含まれます。

14 長崎県

社会人特別採用選考として、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等(※)として、平成30年4月1日以降、令和5年5月31日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者は、第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除。

※在外教育施設プレ派遣教師も含まれます。

15 鹿児島県

【英語】小学校教諭のうち小学校英語特別選考として、在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験を持つ者は、第1次試験における教職教養試験を免除。

16 横浜市

受験区分に該当する「文部科学大臣から認定を受けている日本人学校で常勤として勤務する教員」としての教職歴が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に通算1年以上の方を対象とする教職経験者特別選考においては、第一次試験の内容について、「教科専門試験」「一般教養・教職専門試験」の代わりに「指導案に関する試験」を実施。

17 神戸市

特例措置区分のうち社会人経験者区分において、文部科学省から派遣された日本人学校又は補習授業校の教師として2年以上の派遣経験を有する者は、第1次選考の教職・一般教養試験を免除。

18 熊本市

プレ派遣で継続して36か月以上の勤務経験(休職及び育児休業等の期間は除く)がある者は教職科目の免除となります。

ハンセン病に関する教育の実施について

- 文部科学省では、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について、令和4年7月22日に各都道府県教育委員会等に対し通知を発出し、協力を要請した。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(抄)

(令和元年7月12日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

(略)

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、**患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。**この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

(略)

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、**関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組めます。**

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

- 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成し、毎年全国の中学校等へ配布している。

- ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者等の名誉を回復することを目的としている。

・パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える
- ⑤ ハンセン病をもっと知ろう

- ・ このほか、厚生労働省ホームページにおいて、指導者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載（パンフレットと合わせて全中学校等へ配布）<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病に関する施設・資料等

(1) 関係施設

○国立ハンセン病資料館(URL <https://www.nhdm.jp/>)

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料を展示。写真パネル・DVDの貸出実施。

○重監房資料館(URL <https://www.nhdm.jp/sjpm/>)

かつてハンセン病患者の懲罰施設は、通称「重監房」と呼ばれ、遺構に残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示。DVDの貸出も実施。

○国立ハンセン病療養所(URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html)

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等を実施。

(2) 資料等

○人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

【啓発動画掲載URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto

【活用の手引き等掲載URL】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

○「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」(URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載。

○人権ライブラリー(URL <http://www.jinken-library.jp/>)

(公財)人権教育啓発推進センターが運営。およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル等を所蔵。閲覧・貸出を実施。

○人権チャンネル(URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)

ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像を公開。

(3) ウェブサイト

○厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省(「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省(ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム

検討の背景と経緯

- ▶ 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、令和元年10月にハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- ▶ 有識者ヒアリングを含む会議と関係施設の視察等を行い検討を進めている。

第1回（令和元年10月29日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
- ・熊本ハンセン病家族訴訟について
- ・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
梅野正信 上越教育大学理事兼副学長

第2回（令和元年11月13日）

- ・学校教育に関する現状の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
小泉ひとみ 東村山市立萩山小学校校長
太田元 東村山市立東村山第三中学校統括校長
井上貴雅 東村山市教育委員会教育部主任（学校教育担当）
鈴木賢次 東村山市教育委員会統括指導主事

第3回（令和元年11月28日）

- ・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
- ・登米市立新田中学校の視察について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
飯開輝久雄 合志市教育委員会人権啓発教育課長
近藤真紀子 香川県立保健医療大学教授

第4回（令和2年1月29日）

- ・文部科学省職員向け研修講話
黄光男 ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第5回（令和2年2月26日）

- ・これまでの議論の整理について

第6回（令和3年3月4日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
- ・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
- ・今後考えられる取組について

第7回（令和3年4月19日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
佐久間建 都立武蔵台学園府中分教室教諭

第8回（令和3年6月17日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
大高俊一郎 国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第9回（令和3年9月30日）

- ・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

- ・登米市立新田中学校
- ・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

- ・国立療養所菊池恵楓園
- ・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察⑤（令和5年8月1日）

- ・国立療養所菊池恵楓園

<主に初等中等教育段階>

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

- 厚生労働省作成の**中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」**については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、**ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良い**という意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、**小学校や中学校における指導事例**を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

- 教員個人ではなく**教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組**を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、**国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供**を図る。
- より**多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組める**よう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができる**オンライン研修教材の作成・配信**を進める。

<主に高等教育段階>

③ ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

- 大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、**ハンセン病に関する教材**や、**国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請する国の施設・機関等を取りまとめ情報提供**を行う。
- 大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況**について**調査・公表**する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

<ハンセン病に関する学習のための基盤整備>

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

- ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している**当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知**を行う。
- 引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、**中学生向けパンフレット**、法務省作成の**人権啓発動画及び冊子**、**国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣等**のハンセン病に関する人権教育に活用できる**資料等の周知**を行う。

ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の全体像

1. 施策の実施に当たって国等が前提とすべきこと

(1)基本認識の共有	(2)基本認識を明示する計画・プログラムの作成	(3)国を挙げた施策実施体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長された 偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族等を苦しめている 偏見差別の解消は、それを作出助長した責任に基づき、国全体での取り組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂の検討 - 2002年の策定後、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は、改訂なし 厚生労働省、法務省、文部科学省の「実施プログラム」の策定の検討(基本計画を補完) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省、法務省、文部科学省の各省単独の取り組みの解消 関連省庁が連携した国として継続性のある系統的な施策の実施

2. 個別・具体的な施策に対する提言

(1)全国的な実態調査	(2)行動・意識変容の促進	(3)被害の救済・回復	(4)被害者の「語り」の保障	(5)地方公共団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 偏見差別の現状を把握する住民意識調査 学校における差別被害の実態調査 ハンセン病人権教育の実施状況調査 療養所退所者の再入所の要因分析 資料分析結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> 家族訴訟の原告陳述書等、宿泊拒否事件の際の差別文書 	<ul style="list-style-type: none"> 各省の普及啓発に関する施策・事業の改善 教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂 啓発資料等の活用 <ul style="list-style-type: none"> 教科書を補完する中学生用パンフレット、啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業、教育現場への情報発信、国立ハンセン病資料館等 授業担当者等の教育力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題に特化した相談窓口の拡大 法務省人権擁護機関の調査救済活動の見直し 人権侵害事件における任意調査の是正 「差別」「差別被害」概念の是正 国連パリ原則に基づく国内人権機関の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の「語り」が果たす役割・意義の確認 当事者の「語り」の記録・保存・活用 「語り」に伴う負担・葛藤に対するサポート体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 退所者・家族等も対象に含めた里帰り・訪問事業の拡充 地方公共団体での相談体制・相談窓口の充実 病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成 地域の関係団体等によるハンセン病問題に関する意見交換会等の実施

3. 提言の実現に向けて

(1)PDCAサイクルの導入	(2)国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)の必要性
<ul style="list-style-type: none"> 対象:厚生労働省、法務省、文部科学省、地方公共団体等が実施する全ての事業 事業の目的と解決すべき課題を明確に定め、事業実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図る 新たな実施機関の必要性も検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別の解消を図るため、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による系統的な取り組みができる体制を構築 所掌範囲:ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要な教育、啓発、人権救済・相談活動全般 組織形態:運営委員会と事務局を設置。運営委員会には相当数の当事者の参加を検討 実現に向けた検討課題:独立行政法人としての設立可能性(既存組織の改編・拡充、人員の確保と予算措置等)、ハンセン病問題に関わる既存組織・運動体や既存施策・事業等との調整 センター構想の実現に向けた検討組織を直ちに設置すべき

B型肝炎に関する教育について

1. 副読本「B型肝炎 いのちの教育について」

厚生労働省において、集団予防接種等によるB型肝炎の感染拡大の経緯や歴史、そこから活かされる教訓などを学んでいただくことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て中学生向けに副読本「B型肝炎 いのちの教育」が作成されております。全国の中学校3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に、生徒用と教師用の同副読本の見本が、令和2年度より毎年配布されております。

副読本「B型肝炎 いのちの教育について」(教師用)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159455.pdf>

副読本「B型肝炎 いのちの教育について」(生徒用)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159455.pdf>

2. B型肝炎ウイルス感染被害者の講義

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団において、集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動が行われております。

令和4年度から全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と厚生労働省が連携し、学校側からの講師派遣の希望に基づき、全国の中学校で上記活動が展開されております。

B型肝炎ウイルス感染被害者の講義について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/index.html

こちらのQRコードからもアクセスできます



若年者に対する消費者教育について（総論）

概要

- 平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（令和5年3月28日閣議決定）。消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進やデジタル化への対応、消費者市民社会の一員としての行動の促進などの基本的視点が示されている。
- 成年年齢の引下げ（令和4年4月施行）を踏まえ、平成30年2月に「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を関係4省庁において決定（7月改訂）。平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進し、令和3年度は令和3年3月22日付で教育委員会等の関係機関に対して「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づく取組の推進について」を通知し、一層の取組を推進。令和4年度以降は「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針-消費者教育の実践・定着プラン-」に基づき関係省庁と連携して取組を推進。

消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月成立、12月施行）

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定
- 主な内容
 - ・ 消費者教育及び消費者市民社会の定義、消費者教育の基本理念
 - ・ 国及び地方公共団体等の責務、財政措置
 - ・ 学校、大学等、地域における消費者教育の推進
 - ・ 国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置（H25.3）
 - ・ 地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

消費者教育の推進に関する基本的な方針 （令和5年3月28日変更）

- ・ 内閣総理大臣・文部科学大臣が「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成し、閣議決定（平成25年6月28日）
- ・ 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容等に関する事項を定めるとともに、都道府県・市町村消費者教育推進計画の基本となるものとして作成（平成25～29年度の5年間）
- ・ 平成30年3月20日に、変更について閣議決定、「当面の重点事項」の一つとして「若年者への消費者教育」を示す（平成30～令和4年度の5年間）
- ・ 令和5年3月28日に、変更について閣議決定、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進やデジタル化への対応、消費者市民社会の一員としての行動の促進などの基本的視点が示されている（令和5～11年度の7年間）

- 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年6月に決定し、平成30年3月に変更）
- 基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」に基づき、令和4年度からの3年間の計画の中で取組を推進

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・消費者の多様化（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化等）
- ・デジタル化の進展（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化等）
- ・持続可能な社会実現に向けた気運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッション等）
- ・自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散等）

→ 消費者の自立支援＝合理的意思決定ができ、被害に遭わない
+ より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画） → **SDGsの達成にも不可欠**

・消費者のぜい弱性への対応、個人のWell-being向上の観点

II 消費者教育の推進の基本的な方向

今期の基本方針における基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進
- ・消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応
- ・デジタル化への対応
- ・消費者市民社会の一員としての行動を促進

○体系的推進のための取組の方向

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な実施
- ⇒広く社会で、消費者の継続的な学びと考える力の獲得を支援することが重要
- 行動経済学や心理学の知見も踏まえ、まずは消費者が自身を知ること促す観点も重要
- ・消費者の多様な特性（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じたアプローチ
- ⇒不安をあおって契約させる商法（靈感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法等について注意喚起、若年者等が相談しやすいメールやSNS等による消費生活相談の支援、多様な高齢者の実態やデジタル化を踏まえた一層の工夫、など
- ・デジタル化に対応した消費者教育の推進
- ⇒トラブルを回避する知識、批判的思考力、適切な情報収集・発信能力の高まり
- ポータルサイトでの情報提供・連携促進、最新のトラブル事例や教材の提供による担い手支援
- ・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供
- ⇒社会的課題を自分事として捉え、消費行動により課題解決ができるよう積極的に情報提供
- デジタルを活用した消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進
- 緊急時には、不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方等、合理的判断をするために必要な情報を提供

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- ・消費者と事業者

→ 地域における多様な主体間のネットワーク化（結節点としての消費者教育推進地域協議会、コーディネーター）

○他の消費生活に関連する教育との連携推進（金融経済教育・法教育・情報教育・環境教育・食育・主権者教育等）

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育 人材（担い手）の育成・活用

学校	<ul style="list-style-type: none"> （小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等） ・成年年齢引下げを踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底 ・外部講師の活用等の促進 ・デジタル教科書等に対応した教材提供 ・教科横断的な実践等好事例の周知 	<ul style="list-style-type: none"> （小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等） ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> （大学・専門学校等） ・消費者教育の次世代の担い手育成の視点 ・学生主体による啓発活動等の取組事例の収集・提供 ・マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識の提供 	<ul style="list-style-type: none"> （大学等） ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備 ・社会教育施設等の活用 ・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進 ・誰一人取り残されないデジタル化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・地域で活動する団体の情報提供等の支援 ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のための、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援
職場	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が正しい知識を身に付け、普段から子供と家庭内で話すことで消費者被害を予防 ・家庭内で高齢者と情報共有、連携 	<ul style="list-style-type: none"> （消費者） ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により消費者の自主的な相互の学びの取組を支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理 ・事業者向け消費者教育プログラムの開発 ・積極的に取り組む事業者の奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供 ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

- ・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
- ・コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有

国による連携・協働の働きかけ

- ・若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進

IV 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明 など

V 今後の消費者教育の計画的な推進

KPIの検討・設定

- ・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、適切な指標を検討
- ・地方公共団体の推進計画での設定も促す

・都道府県、市町村の地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援

・社会経済情勢の変化等に対応するため必要に応じ基本方針の変更を検討

「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針」に基づく文部科学省の主な対応

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- ①学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- ②実践的な消費者教育等の推進
- ③教員の養成・研修の推進

文部科学省における主な対応

○学習指導要領の趣旨の周知・徹底

・平成29年及び30年に公示された新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、小・中学校及び高等学校の社会科や公民科、家庭科を中心に各教科において内容が充実した消費者教育を推進

※ 高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、生涯を見通した生活における経済の管理や計画、多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導

○実践的な消費者教育等の推進

・消費者教育や環境教育に携わる地方公共団体の担当者、当該関係者並びにNPOや大学及び企業等の関係者の参画による「消費者教育連携・協働推進全国協議会」（消費者教育フェスタ）を開催し、実践的な消費者教育に関するノウハウの共有を図る

○教員の養成・研修の推進

・教員による消費者教育の指導力向上のため、教職課程を有する大学向けに作成している課程認定申請の手引きの関係資料を掲載
・独立行政法人教職員支援機構において作成した、消費者庁作成教材「社会への扉」の活用方法や効果的な消費者教育の進め方など、消費者教育についての教員用研修動画の周知を含め、各教育委員会に対して消費者教育に関する現職教員研修の充実を促す

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ①成年となる大学の学生に対する消費者被害防止に向けた指導等

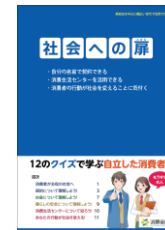
文部科学省における主な対応

○入学ガイダンス時の啓発

・大学に対して、新入生ガイダンスなどにおける周知を含め、新たに成年となる学生に対する指導・啓発の徹底について依頼し、あわせて学内教職員等の消費者被害の防止に関する意識醸成を図る。

その他、文部科学省における主な対応

- 関係省庁が作成した動画・教材について教育委員会等に案内・周知
- 文部科学省における消費者教育の推進に係る取組を文部科学省ホームページに掲載



【消費者庁作成】

左：消費者教育教材「社会への扉」
右：教師用解説書

消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容

（学習指導要領解説抜粋）

○小学校【家庭科】

- ・買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにする。
- ・買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。

○中学校【技術・家庭科】

- ・消費者被害への対応について・・・誤った使い方などによる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。
- ・消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにしたりするためであることを理解できるようにする。

○高等学校【家庭科（家庭基礎）】

- ・消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする。
- ・契約の重要性については、・・・未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、・・・消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、・・・クーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。
- ・消費者保護の仕組みについては、・・・消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能・・・消費者契約法などの被害救済のための基本的な法規・・・についても理解できるようにする。

○高等学校【公民科（公共）】

- ・契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。
- ・消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、・・・消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。



学習指導要領等
（文科省HP）

1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。

2. 高等学校における履修年次について

高等学校学習指導要領において、

- 家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。
- 公民科の科目「公共」を、第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。



高校生が成年年齢に達する前に、
より充実した消費者教育を学習する
機会を確保

1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえた消費者教育に関する内容の充実について全国の大学等に周知したところ（令和5年3月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

2. 現職教員研修について

- （独）教職員支援機構において、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の活用方法や、求められる消費者教育の内容、効果的な消費者教育の進め方など、消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地点: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

掲載日: 令和5年10月2日 **校内研修シリーズ**

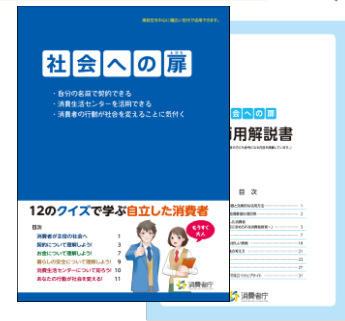
消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

消費者教育 (鳴門教育大学 教授 坂本有芳) : 校内研修シリーズ No.133
校内研修シリーズ

消費者教育

鳴門教育大学
教授
坂本 有芳

見る YouTube



社会への扉

— 12のクイズで学ぶ自立した消費者 —

【目的】 成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、**高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方**や**契約に伴う責任**を理解するとともに、身近な契約等を通じて、**社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。**

P.1~2 導入

消費者が主役の社会へ

生徒用教材

消費生活に関する12のクイズを掲載

契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在することに気付かせる。

P. 3~11

契約について理解しよう！

キャッチセールスのイメージ

グループ学習にも活用できるワークを掲載

ワーク3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。

高校生にも身近なインターネットショッピングの注意事項を具体的に掲載

お金について理解しよう！

- ・クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の詐欺的投資被害を防ぐための注意を掲載

暮らしの安全について理解しよう！

- ・暮らしに潜む危険の例を紹介し、安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促進

消費生活センターについて知ろう！

- ・「高校生が消費生活センターに相談したら」という設定のマンガで紹介

あなたの行動が社会を変える！

- ・消費者トラブルにあった際に行動することが、消費者市民社会の実現につながることを紹介

教師用解説書

生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等を示す表

項目	大綱	中綱	小綱	実施	評価	指導	教材
Ⅱ 自立した生活態度の形成	消費者教育	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進
		消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進
Ⅲ 現代社会における生活態度の形成	消費者教育	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進
		消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進	消費者教育の推進

消費者教育の必要性についてのメッセージ

- ・消費者教育を実践している教師・弁護士・消費生活相談員

育てよう！自立した消費者
～今、高等学校に求められる消費者教育～

- 生徒用教材各ページの解説
- 教師として知っておきたい若年者を取り巻く消費生活に関する情報
- 生徒用教材の「ワーク」「発展」、「プラスα問題」の考え方

公民科、家庭科の指導事例とワークシート例 (ワークシート実物大はウェブサイト掲載)

消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・
授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・
学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・
消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話 03-5253-4111(2260)
メール consumer@mext.go.jp

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

平成29（2017）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各400校を対象に調査を実施（平成28年10月、11月）。
- 時間外在校等時間については、**小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）**であり、教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

平成29（2017）年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31（2019）年1月 中央教育審議会答申

- 中央教育審議会において「**新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)**」をとりまとめ。
- 文部科学省において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定（平成31年1月）。

令和元（2019）年12月 給特法の改正

【改正内容】（令和元年12月公布、①は令和2年4月1日施行、②は令和3年4月1日施行）

- ①「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「**指針**」への格上げ
〈指針における上限時間〉（1）1か月の時間外在校等時間について、**45時間以内**
（2）1年間の時間外在校等時間について、**360時間以内** 等
- ②休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

【参議院文教科学委員会における附帯決議】（令和元年12月3日）（抜粋）

十二 **三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること**

学校における働き方改革の推進

- 学校における働き方改革を加速させるため、
 - ①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための**教職員定数の改善**
 - ②教員業務支援員をはじめとする**支援スタッフの充実**
 - ③部活動の見直し
 - ④教員免許更新制の発展的解消
 - ⑤校務のデジタル化等の**学校DXの推進**
 - ⑥好事例の展開など、様々な取組を総合的に推進。
- 各教育委員会における勤務時間の客観的な把握の徹底や、各学校における業務の見直し・削減など、教育委員会や学校の取組とあいまって、国の取組と一体的に推進。

令和5（2023）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各2,400校程度、高等学校300校程度を対象に、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について調査を実施（令和4年8月、10月、11月）。
- 時間外在校等時間については、**小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）**であり、一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要。
- 勤務実態調査結果等を踏まえ、**働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討**。

令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



● 授業映像 ●



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

● 工夫事例(指導案) ●

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

● いじめ防止を扱う実践事例 ●

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

● 道徳教育を知るための資料 ●

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

● 授業で使える郷土教材 ●

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



● 教育委員会作成指導資料 ●

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。



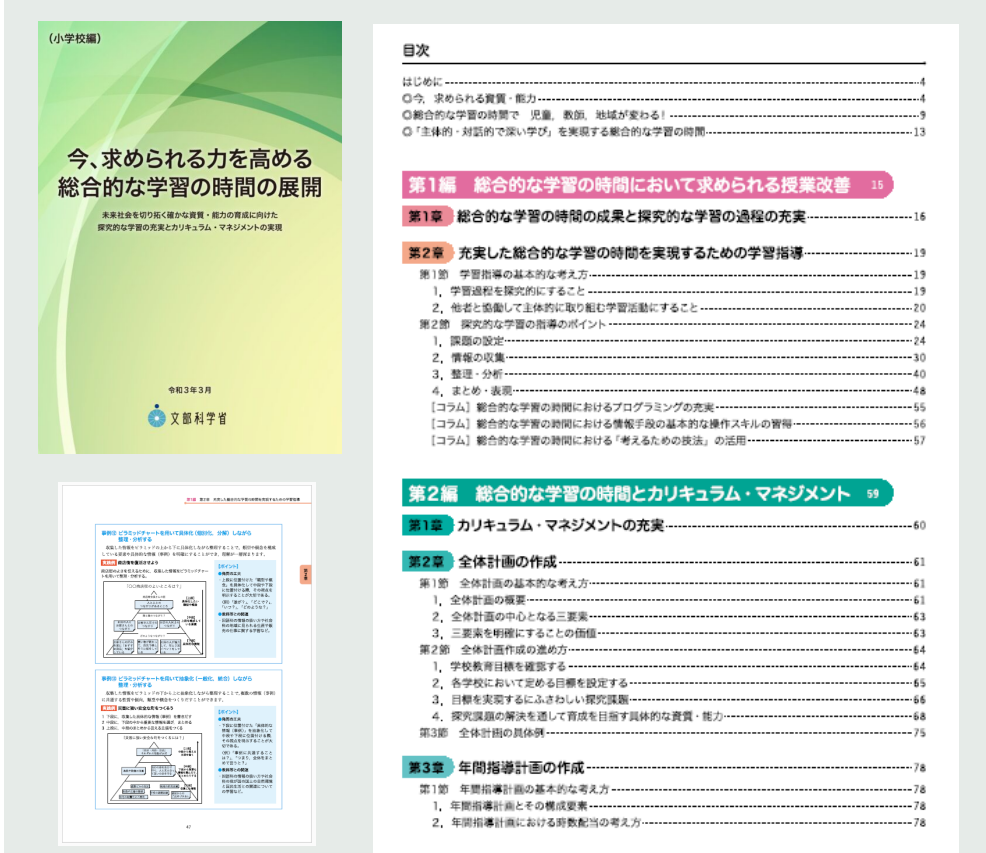
● 文部科学省作成資料 ●

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」(指導の手引き)

総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。



今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)
(令和3年3月)

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)
(令和4年3月)

- 本書は、総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な学習の時間を推進するための体制づくりなどについてわかりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げた資料です。
- より使い方の幅を広げることができるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
- 冊子版をお求めの場合には、下記より購入することも可能です。
(株式会社アイフイスHP : <https://www.ifys.co.jp/?p=wejljqbb>)



「今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開」(高等学校編)



文部科学省

総合的な探究の時間は、探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

(高等学校編)

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開

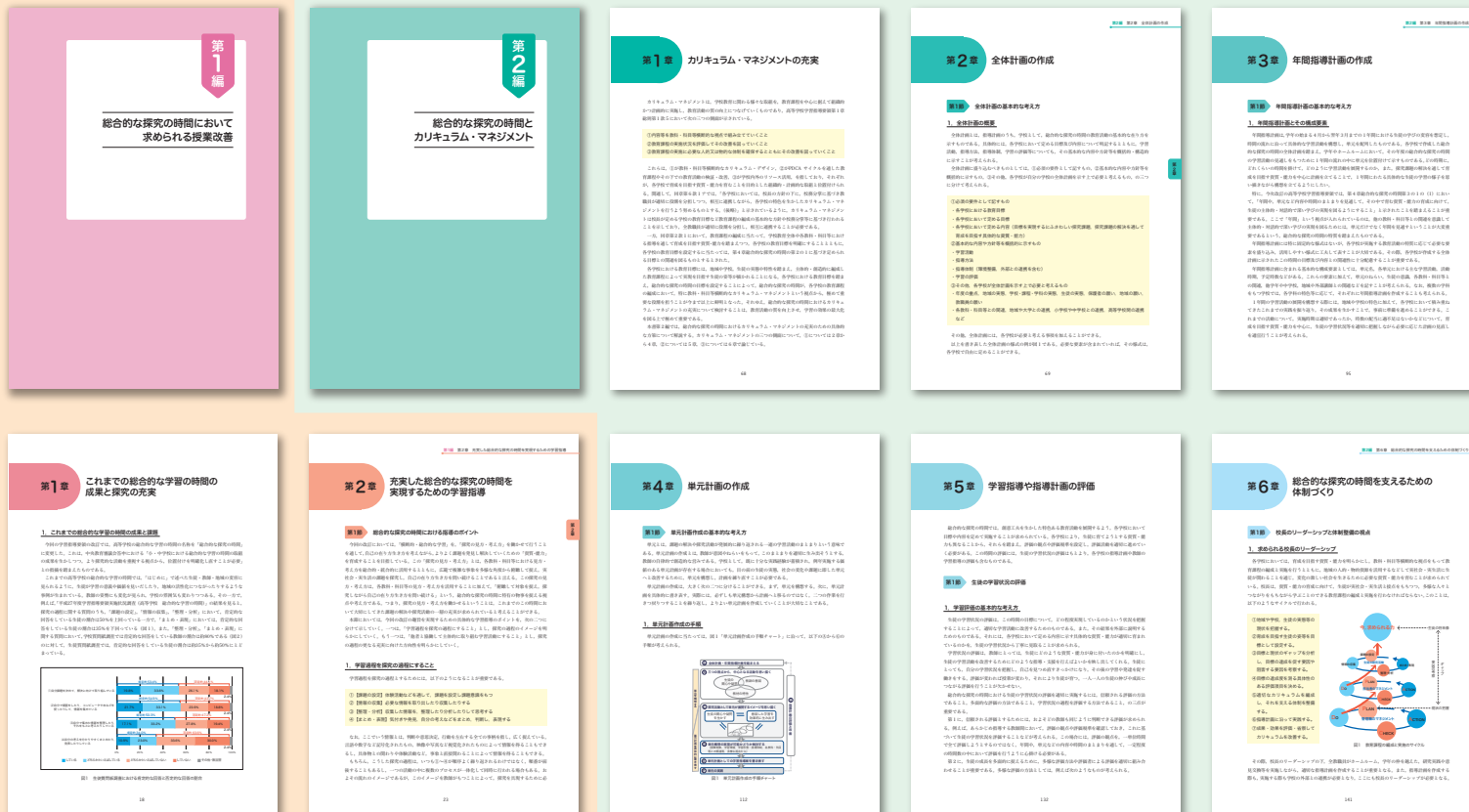
未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた
探究の充実とカリキュラム・マネジメントの実現

令和5年3月



文部科学省

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開 (高等学校編) (令和5年3月)



●本書では、学習指導要領の改訂を踏まえ、総合的な探究の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な探究の時間を推進するための体制づくり等について分かりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げました。

●ニーズに応じてご活用いただけるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。

●冊子版をご入用の場合には、下記より購入することもできます。

(株式会社アイフィス HP : <https://www.ifys.co.jp/> 価格 : 1,925 円 税込)



政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：全ての国・公・私立高校生（第1学年）等に配布】

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベート（地域課題）の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
（全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布）



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



小・中学校向け 主権者教育指導資料の概要

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育(いわゆる「主権者教育」)がこれまで以上に求められていることから、小・中学校向け主権者教育指導資料を作成しました。

小・中学校向け 主権者教育指導資料 「主権者として求められる力」を子供たちに育むために

〈理論編〉

選挙権年齢の引下げに伴う動きや学習指導要領における主権者教育の位置付け、さらに、社会的事象の取扱いや学校における政治的中立の確保等の学習活動の展開に当たって特に留意すべきことなどについて解説。

〈実践編〉

小・中学校の社会科及び特別活動における指導事例について、
○「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント
○指導の展開例
○実践するに当たっての留意点・配慮事項等
○資料・ワークシート等
などを紹介。

※指導事例

社会科:小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」
中学校公民的分野「国民の生活と政府の役割」
特別活動:小学校第5学年 学級活動「係活動」
中学校 生徒会活動「学校生活の主体者としての自覚をもとう」など



(社会科)小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」より抜粋

「薬害」を学ぶための教育の充実

- ◆ 「高等学校学習指導要領（平成21年告示）解説公民編」においては、現代社会及び政治・経済の中で、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされているため、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全高等学校に配布しています。
また、中学校でも社会科（公民的分野）等で、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を厚生労働省HPを通じてご活用いただくことが可能です。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

- **薬害教育教材「薬害を学ぼう」**を令和4年度から**全高等学校に配布**しています。
（令和3年度までは全中学校に配布してきました。）
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材、事例集**も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、事例集等は下記の厚生労働省HPに公開しています。ダウンロードも可能ですのでご活用ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>
こちらのQRコードからもアクセスできます→



講師派遣

- **全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。
詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。
- ※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス： yakuhiren.lecturer@gmail.com

学習指導要領における小・中・高を通じた外国語教育の改善

CEFR※

B2
(英検準1級等)

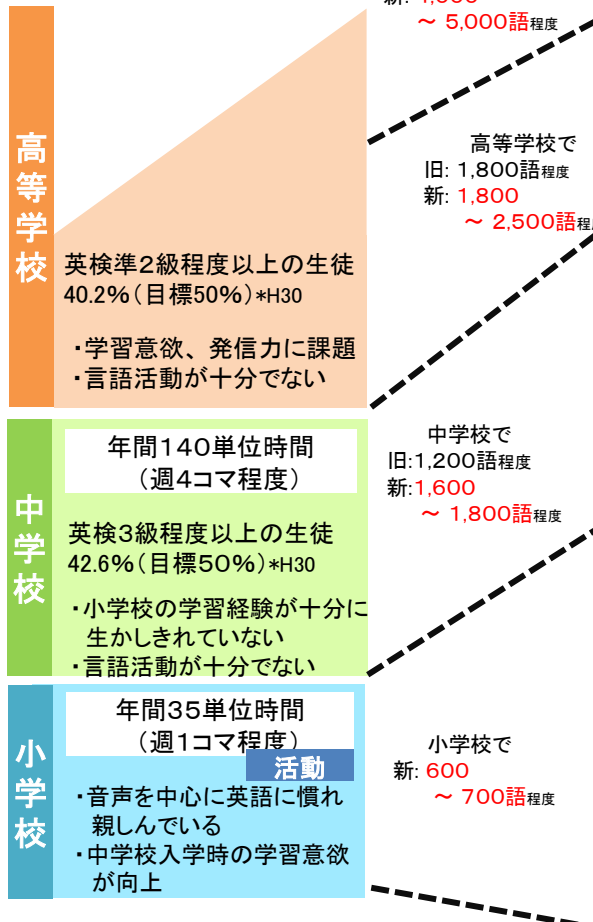
B1
(英検2級等)

A2
(英検準2級等)

A1
(英検3級等)

旧学習指導要領 (H20・21改訂)

- ・学年が上がるにつれて意欲に課題
- ・学校種間の接続が不十分



学習指導要領 (H29・30改訂)

小学校2020(令和2)年度、中学校2021(令和3)年度から全面实施、高等学校2022年度(令和4年度)入学者より学年進行で実施

小・中・高等学校を通じた5つの領域別(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「やり取り・発表」「書くこと」)の言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成

高等学校

- ・5領域を総合的に扱う科目群(英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ)、ディベートやディスカッション等を通して**発信力を高める科目群**(論理・表現Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)を設定
- ・授業は外国語で行うことを基本(前回改訂より)

年間140単位時間(週4コマ程度)

中学校

- ・外国語で**自分自身の考えや気持ちなどを伝え合う対話的な活動**を重視
- ・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを**実際に活用する言語活動を充実**
- ・授業は**外国語**で行うことを基本

5・6年(教科) 年間70単位時間(週2コマ程度)

- ・音声に十分慣れ親しんだ上で、段階的に「読むこと」「書くこと」を加える
- ・指導の系統性を確保

(15分程度の短時間学習の活用等を含めた弾力的な時間割編成も可能)

3・4年(活動) 年間35単位時間(週1コマ程度)

- ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心
- ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める

改善のためのPDCAサイクル

高校生のための学びの基礎診断

【2019年度～】

改善のためのPDCAサイクル

全国学力・学習状況調査

※「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」に関する調査を実施

【2019年度～】

※CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

令和6年度要求・要望額 350百万円
(前年度予算額 302百万円)



背景・課題

- ◆ 令和5年度の全国学力・学習状況調査の英語の結果において、特に「話すこと」「書くこと」に課題が見られたため、生徒の英語による発信力の更なる強化が必要。
- ◆ 令和4年度英語教育実施状況調査の結果において、生徒の英語力は着実に向上しているものの、地域間格差や教師の英語力・指導力等の課題が見られる。
- ◆ 第4期教育振興基本計画における生徒の英語力等の指標の達成に向け、英語教育のより一層の強化を図る。

【第4期教育振興基本計画（R5～R9）指標】
・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）
・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上を目指す
・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（5年後目標値：3割以上）

事業内容

(1) グローバル人材育成のための英語力向上事業【140百万円】

A I等のデジタル技術を活用した発信力（話す・書く力）強化のための調査研究や、生徒の英語力の地域間格差解消に向けて、英語力の向上に取り組む自治体の取組を支援する。さらに、各種調査等の分析等を行い、効果的な取組の普及を図る。

① デジタルを活用した発信力向上事業

- ・ A I等のデジタルの効果的な活用方法等について、パフォーマンステスト実施にあたっての実証研究を行い、効果的な取組について具体的な取組内容や活用方法を広く周知し、活用を促進する。
- ・ 併せて、MEXCBT（文部科学省 CBT システム）上に、「話すこと」「書くこと」等に関する問題を掲載し、学校でのパフォーマンステストの実施促進や、児童生徒の学習支援、教師の課題作成の効率化等を図る。



② 生徒の英語力向上支援事業

生徒の英語力に関する地域間格差を踏まえ、自治体が行う生徒の英語力向上に向けた取組を支援し、その効果的な取組内容については周知・普及する。

(2) 教師の英語力・指導力の向上のための実践的オンライン研修【43百万円】

教師の英語力・指導力の向上及び地域間格差の解消に向けて、全国の教師が参加できるオンライン研修プログラムを実施。

- ・ ネイティブ講師等による双方向とオンデマンドを組み合わせたプログラム
- ・ 小学校教師、中学校教師、高等学校教師それぞれに対応したプログラムを実施
- ・ 授業を英語で行い、生徒の理解に応じた英語を使用し、言語活動を通じた指導を充実するためのプログラム



(3) 免許法認定講習の開設等、教員養成機関等による専門人材育成・確保事業【26百万円】

- 英語教育の指導体制の充実に向け、
- ・ 小学校教師等が中学校英語免許状を取得するための免許法認定講習等
 - ・ JETプログラムで来日した外国語指導助手（ALT）の資質・能力向上のための研修
 - ・ 英語以外の外国語に関する指導者の養成・確保のための講習や教材開発等を実施。

(4) 学習指導要領に対応した外国語教育の整備・情報発信事業【142百万円】

- ・ 小学校外国語活動教材「Let's Try!」の配布
- ・ 小・中・高等学校の授業映像や解説等の映像資料の作成

委託先
箇所数
単価

- (1) ①都道府県・市区町村教育委員会、民間企業等／6箇所程度（1箇所当たり15百万円程度）
- (1) ②都道府県・指定都市教育委員会／5箇所程度（1箇所当たり5百万円程度（2年間指定））
- (2) 専門機関等／2箇所程度（1箇所当たり21百万円程度）
- (3) 大学、都道府県・指定都市教育委員会、専門機関等／15箇所程度（1箇所当たり1～5百万円程度）

連携施策

英語専科教員の加配措置（3,000人）

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教師の充実
※上記に加え、外国語を含む小学校高学年の教科担任制を推進するための加配措置により更に取組を充実

免許法認定講習の開設等専門人材育成・確保事業

(小学校外国語のための免許法認定講習等実施事業)

事業規模等

<公募>

- 事業委託先：都道府県及び指定都市教育委員会、
国立大学法人、学校法人
- 事業規模：140万円程度 / 1機関
- 採択件数：13機関
(北海道・東北4機関、関東2機関、中部3機関、近畿1機関、四国3機関、**中国0機関**、九州・沖縄**0機関**)

令和5年度
委託事業の場合

留意点

- 免許法認定講習等を開設する場合、申請者において、本事業への申請手続きとは別に、当該事業において実施予定の講習について、文部科学大臣へ認定申請を行う必要があります。
- 認定申請は、講習等の開始の1か月前までに行うこととなっており、本事業への申請前に終了している必要はありません。
- 認定申請に係る詳細については、こちら「[免許法認定講習・公開講座・通信教育](#)」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm) 担当：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

スケジュール

- 公募開始：令和5年1月11日(水)
- 公募締切：令和5年2月1日(水) 〳
- 選定：令和5年2月上中旬
- 採択：令和5年2月20日(月)
- 計画書再提出：令和5年3月2日(木) 〳
- 契約締結：令和5年4月3日(月)
- 契約期間：令和5年4月3日(月)～令和6年3月21日(木)

小学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図

- ・ 授業設計と指導技術の基本を身に付ける。
- ・ 小学校において外国語活動・外国語の授業ができる国際的な基準であるCEFR B1レベルの英語力を身に付ける。

外国語・外国語活動において育成を目指す資質・能力
 （「小学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- ・ 外国語の特徴やきまりに関する理解
- ・ 言語の働きに関する理解
- ・ 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能 など

思考力・判断力・表現力等

◆情報を整理しながら考えなどを形成し、外国語で表現したり、伝え合ったりすることに関する指導

- ・ 自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。
- ・ 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。
- ・ 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること。 など

学びに向かう力・人間性等

- ・ 外国語を通じて、言語やその背景にある文化を理解しようとする態度
- ・ 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- ・ 他者に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、自分の考えや気持ちなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度 など

外国語の指導法 【2単位程度を想定】

授業実践に必要な知識・理解

小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

- 学習指導要領
- 主教材
- 小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- 児童や学校の多様性への対応

子どもの第二言語習得についての知識とその活用

- 言語使用を通じた言語習得
- 音声によるインプットの内容を類推し、理解するプロセス
- 児童の発達段階の特徴を踏まえた音声によるインプットの在り方
- コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて他者に配慮しながら、伝え合うこと
- 受信から発信、音声から文字へと進むプロセス
- 国語教育との連携等によることばの面白さや豊かさへの気づき

授業実践

指導技術

- 英語での語りかけ方
- 児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- 文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方

授業づくり

- 題材の選定、教材研究
- 学習到達目標、指導計画（1時間の授業づくり、年間指導計画・単元計画・学習指導案等）
- ALT等とのティーム・ティーチングによる指導の在り方
- ICT等の活用の仕方
- 学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

授業観察や体験

授業担当教員による実演を児童の立場で体験

授業映像の視聴や授業の参観

模擬授業

計画

準備

実施

振り返り

改善

外国語に関する専門的事項 【1単位程度を想定】

授業実践に必要な英語力と知識

授業実践に必要な英語力

- 聞くこと
- 話すこと（やり取り・発表）
- 読むこと
- 書くこと

英語に関する背景的な知識

- 英語に関する基本的な知識（音声・語彙・文構造・文法・正書法等）
- 第二言語習得に関する基本的な知識
- 児童文学（絵本、子ども向けの歌や詩等）
- 異文化理解

※ 「外国語の指導法」及び「外国語に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

**中・高等学校教員養成課程
外国語（英語）コア・カリキュラム 構造図**

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」
「書くこと」の5つの領域にわたる生徒の総合的なコミュニケーション能力を育成するための授業の組み立て方及び指導・評価の基礎を身に付ける。
- 生徒の理解の程度に応じて英語で授業ができる指導力を身に付ける。
- 国際的な基準であるCEFR B2レベルの英語力を身に付ける。

外国語において育成を目指す資質・能力

（「中学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- 外国語の特徴やきまりに関する理解
- 言語の働きに関する理解
- 外国語の音声や語彙、表現、文法などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能 など

思考力・判断力・表現力等

- ◆ 外国語で表現したり、伝え合ったりすること
- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を聞いたり読んだりして情報や考えなどを的確に理解するコミュニケーション力
- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を話したり書いたりして情報や考えなどを適切に表現するコミュニケーション力
- 外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、外国語で話したり書いたりして情報や考えなどの概要・詳細・意図を伝え合うコミュニケーション力

◆ 情報を整理しながら考えなどを形成すること

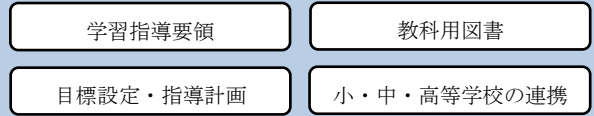
- 目的などに応じて、外国語の情報を選択したり抽出したりする力
- 知識や得た情報を活用して、自分の意見や考えを外国語で形成・整理・再構築する力
- 形成・整理・再構築した自分の意見や考えを、実際に外国語で表現する力 など

学びに向かう力・人間性等

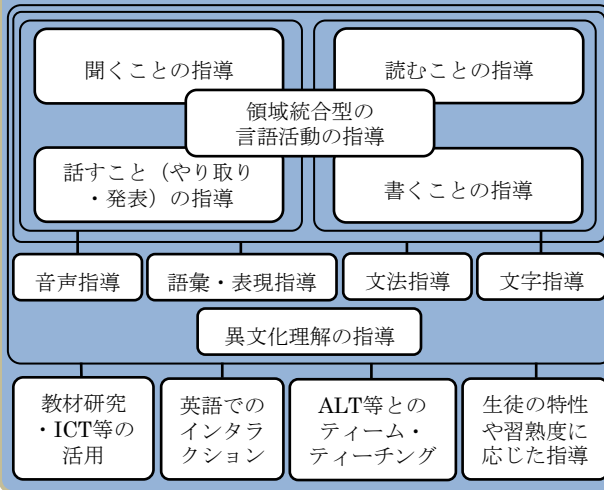
- 外国語の背景にある文化を理解しようとする態度
- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- 他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、情報や考えなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度
- 外国語を通して積極的に人や社会と関わり、自己を表現するとともに他者を理解するなど互いの存在について理解を深め、尊重しようとする態度 など

英語科の指導法 【8単位程度を想定】

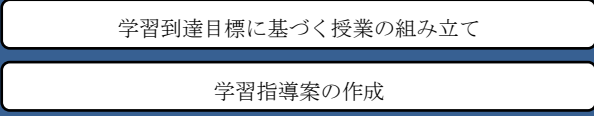
カリキュラム / シラバス



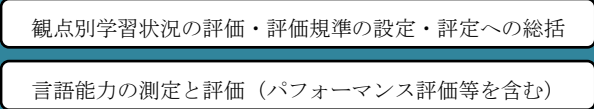
生徒の資質・能力を高める指導



授業づくり



学習評価



第二言語習得

第二言語習得に関する知識とその活用

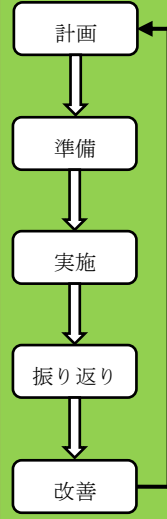
授業観察

授業映像の視聴や授業の参観

授業体験

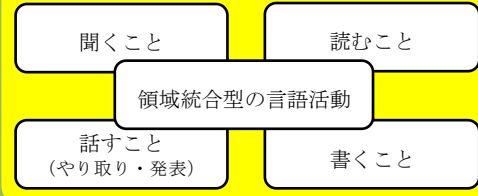
授業担当教員による実演を生徒の立場で体験

模擬授業

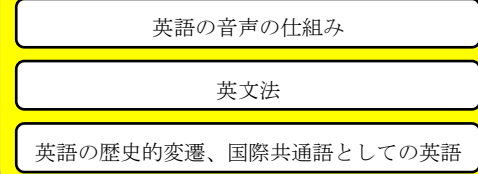


英語科に関する専門的事項【20単位程度を想定】

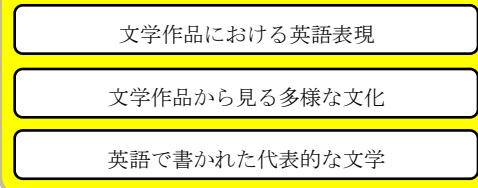
英語コミュニケーション



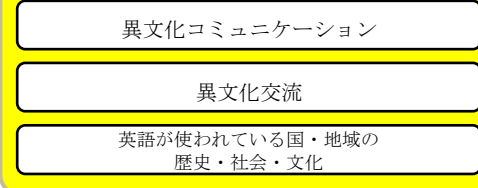
英語学



英語文学



異文化理解



※ 「英語科の指導法」及び「英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

「小学校特別活動映像資料 学級活動編」をご活用ください！

国立政策教育研究所教育課程研究センターでは、小学校の特別活動について、「特別活動映像資料 学級活動編」を作成しました。



1 作成の趣旨

コロナ禍が子供たちの心身に様々な影響を及ぼす中、学校における集団活動や体験的な活動の意義・大切さが再認識されています。特別活動は、そうした活動を通して、多様な他者と主体的によりよい人間関係を築く力や、集団や社会をよりよいものにしようとする社会参画の力、なりたい自分に向けてよさや可能性を生かして実践する自己実現につながる力など、共生社会の担い手として必要な資質・能力を育成します。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業では、動画による学習教材が学校や家庭で活用されましたが、これまで特別活動については ICT 端末を活用した教材がありませんでした。そこで、当研究所では、小学校の学級活動に視点を当て、特別活動に関する初め

の動画教材として本映像資料を作成しました。

2 特徴・内容

本映像資料は、小学校学習指導要領に基づき、自治的能力を育む学級活動(1)と、自己指導能力や自己実現につながる力を育む学級活動(2)(3)について、それぞれの解説と全17テーマの動画で構成しています。

それらの動画の用途は、次の3つに大別されます。

- ・「学級会の開き方」など、子供たちが視聴して学べるもの
- ・学級活動(2)(3)の授業の中で、そのまま活用できるもの
- ・研修会等で先生方が視聴し、その後の指導の改善充実に生かすことができるもの



映像資料の視聴を通して、子供たちが学級会の進め方などについて主体的に学ぶことができるように工夫しています。学級活動は、意見の違いや多様性を認め合い、折り合いを付けて集団として「合意形成」を図る内容(1)と、話し合いを生かして自分に合った具体的な解決方法や個人目標を一人一人が「意思決

定」する内容(2)(3)というように、特質の違いを踏まえて指導することが大切です。研修会用では、それぞれの特徴や学習過程の違いについても、動画を活用してわかりやすく解説しています。また、学級活動の授業での活用だけでなく、教育委員会主催の研修、子供たちが家庭で保護者とともに視聴して、学んだことを学校生活や家庭生活で生かすなどのことも考えられます。



3 効果的な活用について

本映像資料は、全国の各教育委員会等に DVD で配付したほか、国立政策教育研究所のウェブサイト並びに文部科学省の YouTube チャンネルに掲載しています。

学級活動の確かな実践を通して子供たちが多様な他者と協働し、自らよりよい学級・学校生活をつくり、目標をもって生活したりすることができるよう、各教育委員会等における各種研修会や各学校における校内研修等において有効に活用されることを期待しています。



掲載 HP QR コード

特別活動指導資料「学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編」を公表しました

国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、特別活動指導資料「学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編」を作成し、令和5年5月24日に公表しました。

1 作成の趣旨

今回の学習指導要領の改訂により、特別活動は「キャリア教育の要」であることや「学級活動における自発的、自治的な活動が学級経営の充実に資する」ことが明確に示されました。そこで、各教育委員会や各学校において、学習指導要領に対応した活用しやすい参考資料として、本資料を刊行いたしました。

2 本資料の内容

本資料では、学習指導要領の趣旨を踏まえた特別活動について、各活動・学校行事ごとに「Q&A」や具体的な事例を挙げて解説しています。具体的には4つのトピックを設けています。

第1のトピックは「特別活動とは」です。学校文化を創る「特別活動」、学校運営と「特別活動」、キャリア教育の要としての「特別活動」など、特別活動の教育課程上の役割や教育的意義について、7つのテーマに分けて解説しています。

第2のトピックは「学級活動・ホームルーム活動について」です。学級活動・ホームルーム活動とは何か、議題や題材はどのように設定すればよいか、生徒主体の話合いにするにはどのような工夫が必要か…など、11の項目をQ&Aで解説するとともに、指導のポイントを示しながら、19の事例を紹介しています。事例は想定される年間の実施時期を踏まえた順に並べています。

第3のトピックは「生徒会活動について」です。生徒会活動の意義と目的は何か、活性化を図るためにはどうしたらよいか…など、10の項目をQ&Aで解説するとともに、中学校または高等学校における関連する4つの事例を紹介しています。

第4のトピックは「学校行事について」です。学校行事の目的や意義は何か、学校行事を学級経営・ホームルーム経営に生かすにはどうすればよいか…など、4つの項目をQ&Aで解説するとともに、中学校または高等学校における関連する5つの事例を紹介しています。

巻末には、平成30年8月に刊行した「学校文化を創る特別活動（高校編）ホームルーム活動のすすめ」を掲載し、高等学校における話合い活動のポイントを焦点化し、合意形成、意思決定の活動過程の具体を示しています。

3 効果的な活用について

本資料は国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載し、広く一般に公開しています。今後、各教育委員会等における各種研修会や、各学校における校内研修等において有効に活用され、特別活動の更なる充実につながることを期待しています。

(教育課程センター研究開発部研究開発課)



これら全てが「特別活動」

特別活動の特質は大きく左の2つがあり、その成果を中央教育審議会答申(平成28年12月)では以下のように示している。

- 生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。
- 生活集団、学習集団として機能するための基盤が創られている。さらに、生徒指導の機能、ガイダンスの機能が、それらを強固なものにすることに寄与している。
- 集団への所属感、連帯感を育み、それが学校文化、学校文化の醸成へとつながっている。

特別活動は日本の学校教育特有のもので、他の国には見られない文化です。

特別活動は「2つの活動」と「学校行事」で構成されています。

学習指導要領では特別活動における重点を右の3つに整理しています。変化の激しいこれからの社会の中で生き抜いていく生徒だからこそ、この3つの重点を大事にしてほしいものです。

人間関係形成 社会参画
自己実現

学習指導要領における学級活動・ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の指導で留意すべきポイント

学級活動・ホームルーム活動	生徒会活動	学校行事
<ul style="list-style-type: none">●合意形成を主とする内容(1)「学級・ホームルームや学校における生活づくりへの参加」を推進する必要がある。●意思決定を主とする内容(2)「一人一人のキャリア形成と自己実現」は学校全体のキャリア教育の要の要諦である。「キャリアパスポート」の活用が有効である。	<ul style="list-style-type: none">●生徒が自発的、自治的な活動を実施できるような指導の工夫が求められる。●ボランティア活動などを通じて、社会に参画する力の育成が求められる。●生徒会役員選挙など主権者教育の実践の場となる。	<ul style="list-style-type: none">●職場体験活動・就業体験活動やボランティア活動などの豊かな体験活動の充実が求められる。●内容(3)「健康・安全・身体的行事」においては特に事件や事故、災害等から身を守ることを明示されている。
生徒による話し合い活動や担任による指導が毎週履修できるようにしなければなりません。	生徒会とは学校の全生徒をもって組織するものであり、一部の生徒会役員を指すものではありません。	体験や学びがその場限りにならないよう振り返りの活動を大切にするとともに、生徒や教員の豊富な数値にならないよう配慮しなければなりません。
教師主体の学級活動・ホームルーム活動になっていませんか？	生徒会の一員であることを全生徒が自覚できていますか？	「活動あって学びなし」になっていませんか？

「問題の発見・確認」、「解決方法等の話し合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「振り返り」この活動のプロセスを生徒が実感できるような指導を大事にしていきたいです。また、実践して終わりではなく、振り返りを次の活動や課題解決に生かすことが大切です

1 特異な才能のある児童生徒をめぐる現状

- ・特異な才能のある児童生徒は、言語・数理・科学・芸術・音楽・運動など様々な領域に高い能力を示す。
 - ・社会問題など、特定の事柄に強い関心を示すこともある。
 - ・強い好奇心や感受性、過敏な五感、機能間の発達水準の偏りなどの認知・発達の特性を示すこともある。また、障害を併せ有する場合もある。
- ⇒ 上記の特性がゆえに、困難を抱えることもある。

2 指導・支援に関する課題

● 学習に関する状況

- ・授業での学習内容が知っていることばかりでつまらない。
- ・発言すると雰囲気壊してしまうので、分からないふりをしていた事例も。
- ・資質・能力を伸ばせない。充実した学びができない。

● 学校生活に関する状況

- ・知的側面が年齢不相応に発達しているため、同級生との会話や友人関係構築に困難。
 - ・教師との関係で課題を抱える場合もある。
 - ・集団の中でトラブルや孤立が発生する場合もある。
- ⇒ 以上の結果、不登校になることもある。

● 特異な才能のある児童生徒を取り巻く状況

- ・教師・学校・教育委員会による効果的な支援が行われている実態もあるが、各主体の理解や体制に左右。
- ・興味・関心に合った学校外の学びの場にアクセスできない（地域偏在）や、情報が届かない状況。
- ・環境整備に当たっては、国民的な合意形成の視点も重要。

3 今後の取組の基本的な考え方

- ◎ 多様な一人一人の児童生徒に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、支援策を考える。
- ◎ 特異な才能のある児童生徒が抱える学習上・生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに、個性や才能を伸ばす。

<留意点>

- ・何らかの特定の基準や数値によって才能を定義しない。（ラベル付けや過度な競争はしない。）
- ・学校現場が分断されたり、特異な才能のある児童生徒が差別対象となったりしないよう留意。

<取組を進める上での考え方>

- ・学校種の特性を踏まえる

{	義務教育段階：学校内の多様性と包摂性を高める中で一人一人の社会性を涵養。飛び級は慎重に検討。
	高校段階：学校外学修の単位認定などを活用。
- ・学校外の学びの場を積極的に活用

}	・デジタル社会の進展を踏まえ、ICTを積極的に活用
---	---------------------------
- ・教育課程に求められる共通性との関係に留意

4 今後取り組むべき施策

有識者会議が想定する「あるべき姿」

- **教室や学校の様子**
 - ・学校の教室で、特異な才能のある児童生徒も含む子供たち一人一人が、その多様性を認められている。
 - ・教師の理解の下、一人一台端末も活用して学習内容の習熟の程度に応じた学習も取り入れ、かつ子供たちがお互いに高めあう教育活動が行われている。
 - ・上記の姿が実現してもなお、困難が生じている場合、普段過ごす教室とのつながりが切れることのないように配慮しつつ一時的に別の教室等で特性等に合った学習等を行うことが可能。
- **学校外での学びとの連携**
 - ・大学や民間事業者、非営利法人、教育支援センターなどの学校外の様々な機関等が、学校や教育委員会と連携し、夏休みや休日などに提供されるプログラムや、学校にしながらオンラインで提供されるプログラムなどを提供。
- **周囲の理解等**
 - ・教職員からの理解や、家庭・地域社会からの理解と協力を得ている。また、教職員や保護者が必要に応じていつでも相談できる体制も整えられている。



特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが、自らの理解の程度や知的好奇心に応じ積極的に学習に取り組み、お互いに特性やよさを認め合い、安心感・充実感をもって学校生活を送ることができる。

具体的な施策

- 1 **特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進**
・教職員の理解のための研修動画の作成など
 - 2 **多様な学習の場の充実等**
 - ・学校内の教室以外で、安心して過ごせるような居場所の充実（校内教育支援センターの活用など）
 - ・養護教諭・SC・SSW・学校司書・学習指導員の活用
 - ・既存の支援策の推進
 - * スーパーサイエンスハイスクール
 - * WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
 - * 大学等が理数系分野で突出した能力を有する児童生徒の能力を伸長する「ジュニアドクター育成塾」、「グローバルサイエンスキャンパス」
 - * 国際科学技術コンテスト（科学オリンピックなど）
 - * 国立文化施設における研修、音楽・舞踊分野等での高校生の海外研修
 - * スポーツ分野における取組
- 施策間の成果の往還により、
全体としての施策の質的向上に総合的に取り組む
- 3 **特性等を把握する際のサポート**
・認知・発達・行動の特性等を把握するアセスメントツール等の情報収集
 - 4 **学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供**
・プログラム・イベント・人材等を集約するオンラインプラットフォームの構築
 - 5 **実証研究を通じた実践事例の蓄積、横展開**
 <検証すべきこと>
 - * 子供の関心等に合った授業、多様性を包摂する学校教育環境
 - * 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
 - * 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
 - ※出席扱いとする場合の考え方（判断の主体、要件）の整理が必要
 - * 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応
 - * 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など

事業内容

○ 特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進

特定分野に特異な才能のある児童生徒に関する教職員等の理解を醸成するため、教職員等が児童生徒の特性や効果的な支援の在り方について学習したり、教職員同士が課題認識を共有したりできる研修パッケージを開発する。

【委託先】

国立大学法人愛媛大学

○ 特性を把握する手法・プログラム等の情報集約

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、学校関係者及び学校外の機関が適切な支援を行えるようにするとともに、才能を伸長できる機会を広く提供できるよう、特異な才能のある子供たちの認知・発達等の特性や困難の把握に資するツール等に関する情報や、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わるプログラム・イベント等に関する情報を収集し、共有する。

【委託先】

株式会社ユーミックス



文部科学省HPでは、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方に関する情報を提供しています。ご参照ください。

○ 実証研究を通じた実践事例の蓄積

特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する実証的な研究を実施し、実践事例を蓄積し、その横展開を図る。

① 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究

【委託先】

- 長野県教育委員会
- 八王子市教育委員会
- 鎌倉市教育委員会
- 名古屋市教育委員会
- 京都市教育委員会
- 国立大学法人東京学芸大学
- 国立大学法人筑波大学
- 国立大学法人三重大学
- 学校法人星槎SEISAアカデミー

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 子供の関心等に合った授業
- * 多様性を包摂する学校教育環境
- * 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- * 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
- * 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応 など

② 特異な才能のある児童生徒の指導・支援を行う教職員・保護者を対象とする相談支援に関する実証研究

【委託先】

特定非営利活動法人日本教育再興連盟

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など

特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援Ⅰ（関西大学 松村暢隆）：...
校内研修シリーズ

特異な才能のある児童生徒 に対する指導・支援Ⅰ 「特異な才能」の理解と捉え方

関西大学 名誉教授

松村 暢隆

見る YouTube



● 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援Ⅰ 「特異な才能」の理解と捉え方

特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援について、実践の背景となる理論や「特異な才能のある児童生徒」の定義、特性の把握、才能による困難について解説している。

● 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援Ⅱ 才能が輝く個別最適な学びと協働的な学び

特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に実際に取り組む際の基本的な考え方や、多様な指導・支援の場と方法、特異な才能のある児童生徒を包摂する個別最適・協働的な学び、困難への対応について解説している。

こんな子が学級にいませんか？

- 興味のあることは徹底的にこだわって調べる
- 答えにとまどうような変わった質問をよくする
- 興味のあることの知識・技能を素早く理解して覚える
- 理科の学習で奇抜で独創的なアイデアを思いつく
- 発想が突然に大きく飛躍する
- 算数・数学で上位学年相当の問題を簡単に解ける
- ことばでうまく説明できなくても、直観的に正答を出す
- 指示どおりではなく自分のやり方でやろうとする
- 簡単でくり返す学習は、退屈して嫌がる
- 文章の内容は深く理解できるが、文字の読み書きに苦勞する（一部、松村、2008）

小・中・高等学校の教員を対象に、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方を学べる動画を作成。令和5年2月から（独）教職員支援機構「校内研修シリーズ」において公開中！



URL:<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

- 何らかの才能のある子どもは、どのクラスにもいそうです。「特異な才能のある児童生徒」は、上のどの特徴（個人で異なる）を示すでしょうか？

持続可能な
社会の創り手の
育成

第4期

令和5年度～令和9年度

教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の 教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※ 「Volatility: 変動性」、「Uncertainty: 不確実性」、「Complexity: 複雑性」、「Ambiguity: 曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック!



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する
能力や状態に基づく
ウェルビーイング
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に
基づくウェルビーイング
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

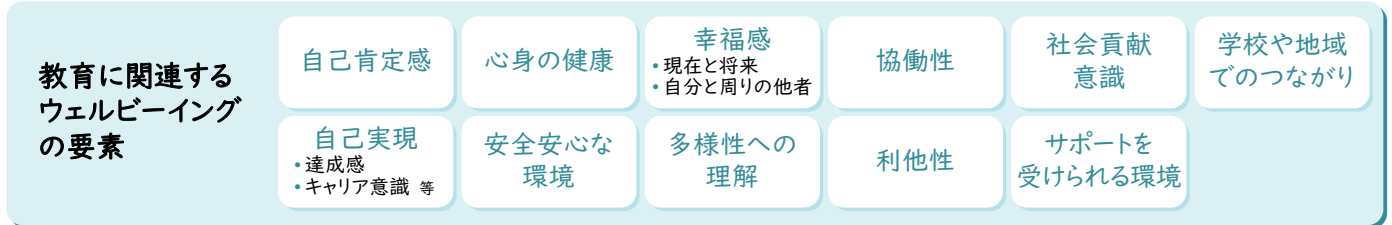
両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要



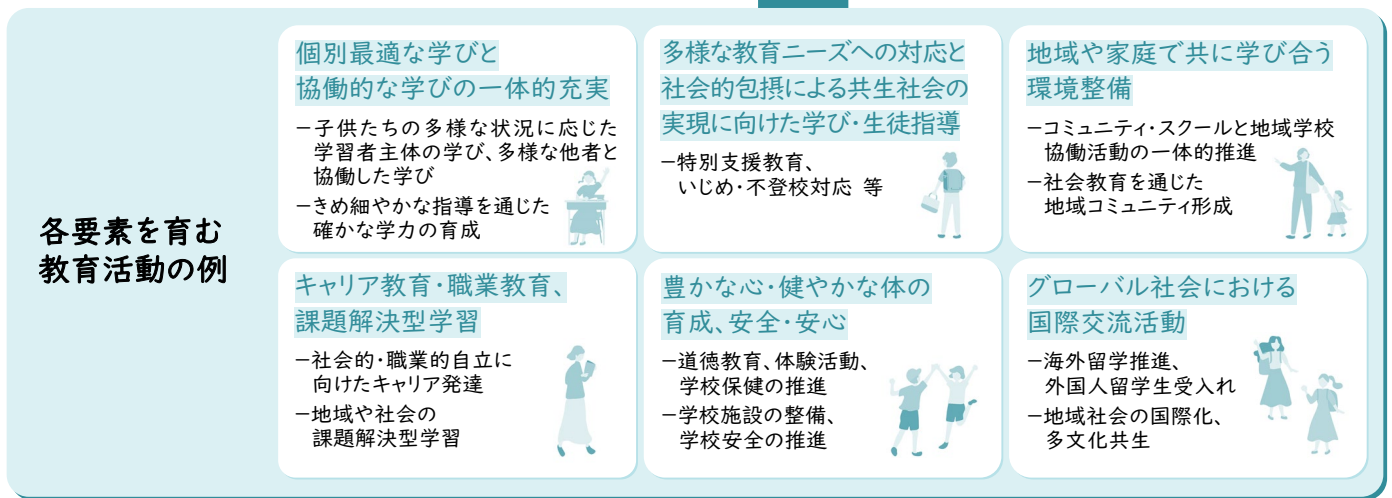
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上



主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

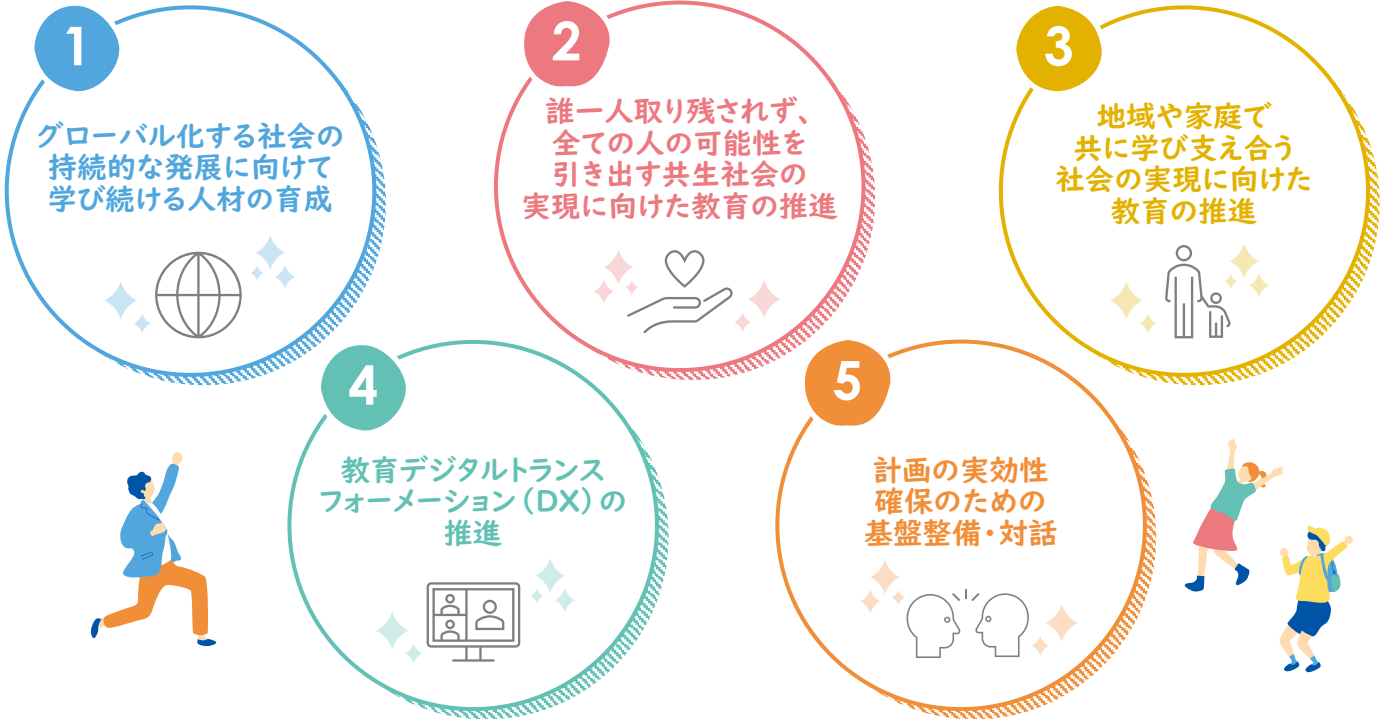
子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

- 基本施策**
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - ・ キャリア教育・職業教育の充実
 - ・ 学修者本位の教育の推進
- 指標**
- ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
 - ・ 大学と企業等と連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合の増加【新規】

目標 2 豊かな心の育成

- 基本施策**
- ・ いじめ等への対応、人権教育の推進
 - ・ 体験活動・交流活動の充実
- 指標**
- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
 - ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
 - ・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

- 基本施策**
- ・ 学校保健、学校給食・食育の充実
 - ・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
- 指標**
- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
 - ・ 1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標 4 グローバル社会における人材育成

- 基本施策**
- ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進
 - ・ 外国語教育の充実
 - ・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化
- 指標**
- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
 - ・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先(国内進学者を除く)6割を目指す【新規】

目標

5 イノベーションを担う人材育成



基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

目標

6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標

7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

目標

8 生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

目標

10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

目標

11 教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- ・ 1人1台端末の活用
- ・ 校務DXの推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進捗に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

目標

12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

目標

13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

目標

14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 企業等との連携

指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

目標

15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 学校安全の推進
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備

指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

目標

16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- ・ 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】

教育DX解説動画はこちらからチェック!



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

- 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方
 - ・教育政策のPDCAサイクルの推進
 - ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成
- 教育投資の在り方
 - ・「未来への投資」としての教育投資の意義
 - ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
 - ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
 - ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
 - ⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
 - ⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
 - ⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
 - ⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください!

講演依頼も
こちらまで!

担当 文部科学省総合教育政策局政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2



第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

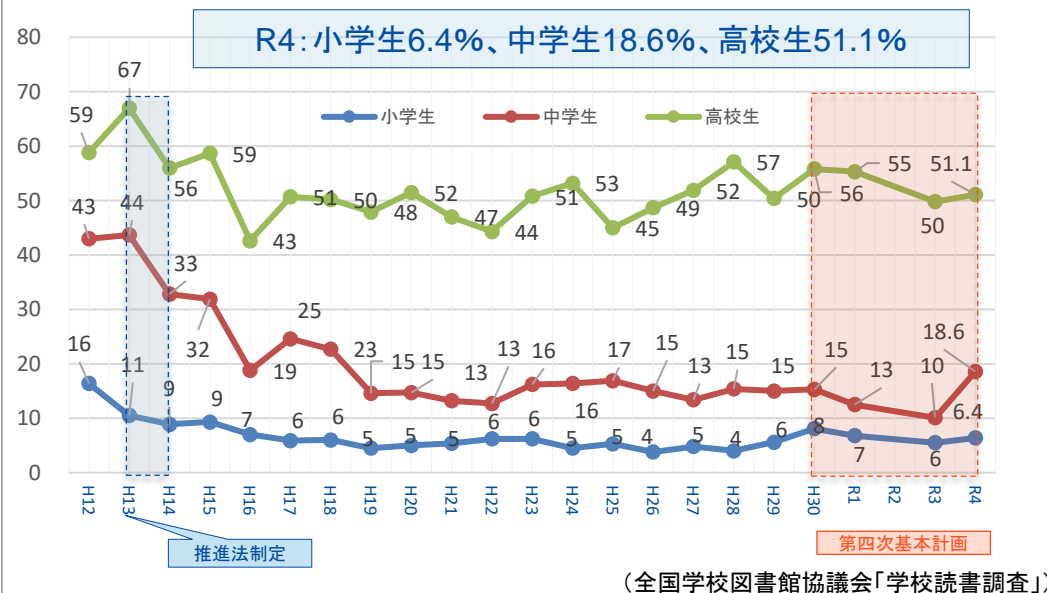
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の出借冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
 ※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い

(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
 (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)

※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、**図書館及び学校図書館等のDXを進める**

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、**子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる**

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

目標:市:100% 町村:80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有**

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

令和5年1月の養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめを踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等を作成しましたので、送付いたします。

5 初健食第5号
令和5年7月5日

各都道府県・指定都市教育委員会
人事主管課長
学校保健主管課長 殿
学校給食主管課長
教職員研修主管課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
堀野晶三

文部科学省初等中等教育局財務課長
村尾崇

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南野圭史

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）

文部科学省においては、令和4年3月以降、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議を開催し、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討を行い、令和5年1月17日に議論の取りまとめを公表したところです。

議論の取りまとめでは、養護教諭及び栄養教諭について、「各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化」するために、文部科学省が取り組むべき方策として、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）や事務職員と同様に「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」を示すこととされています。

これを踏まえ、この度、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校（義務教育学校を含む。）に係る学校管理規則の参考例（別添1）並びに養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例（別添2）を作成しましたので、その留意事項等と併せて送付いたします。

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和2年7月17日付け2初初企第14号）において、「養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、

学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いいたします。」としているところですが、各教育委員会においては、本参考例を養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容を定めるための基礎資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知するとともに、本参考例を活用し、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いいたします。

記

1. 本参考例の活用について

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用されることを想定していること。このため、関係規定等を整備する場合には、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応されることを想定していること。

また、標準的な職務の内容を定めるに当たっては、地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

2. 標準職務に掲げる職務等について

別添2の別表第一及び別表第二に掲げる養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）については、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲並びにその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられた後においても、養護教諭及び栄養教諭に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることに変わりはないこと。

また、標準職務は、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

3. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等に応じて、

具体的に校務の分掌を定める必要があること。

その際、校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、別添2の別表第一及び別表第二に掲げていない職務であっても、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」の別添2「教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭及び栄養教諭の職務とすることも可能であること。

このほか、標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、養護教諭及び栄養教諭の校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

4. 事務職員や学校給食調理員、外部人材等との分担・協働を図った業務の実施について

業務の実施に当たっては、校務分掌に基づいて、養護教諭及び栄養教諭を含む教職員の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や学校給食調理員、教員業務支援員をはじめとした外部人材等との分担・協働を図ることが重要であること。

5. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を位置付けた場合には、その内容等を保護者や地域住民等と共有し、地域の理解と支援を得るよう十分努める必要があると考えられること。

別添1 学校管理規則の参考例

別添2 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例

参 考 教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月17日付け2初初企第14号）

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内4950)

<学校管理規則の参考例>

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

(養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容)

第△条 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

＜養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例＞

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、〇〇立学校管理規則第△条に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）を明らかにすること等を通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務)

第二条 養護教諭の標準職務は、別表第一に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務)

第三条 栄養教諭の標準職務は、別表第二に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第四条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第一に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第二に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。
養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。
- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

別表第一 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

備考

- (一) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (二) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第二 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

学校における働き方改革に資するため、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申を踏まえ、教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例を作成しましたので、送付いたします。

2 初初企第 1 4 号
令和 2 年 7 月 1 7 日

都道府県・指定都市教育委員会
人 事 主 管 課 長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅 野 敦 行

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局財務課長
森 友 浩 史

(印影印刷)

教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について (通知)

平成 31 年 1 月 25 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)」(以下「答申」という。)が取りまとめられました。

答申では、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するため、文部科学省が取り組むべき方策として、「学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル(学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化)を周知」することとされています。

これを受けて、このたび、教諭等(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。)の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校(義務教育学校を含む。)に係る学校管理規則の参考例(別添 1)及び教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例(別添 2)を作成しましたので、送付いたします。

学校に置かれる職については、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)等で定められている職を含め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定に基づき各学校を設置する地方公共団体において学校管理規則等の規定で定めている職や、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者である教育委員会において教育委員会規則等の規定で定めている標準的な職として、その存在が既に明記されているものと承知しております。また、もとより、学校に置かれる職の職務内容は、関係法令等を踏まえ、サービス監督権者である教育委員会が定めるものです。

このため、各教育委員会においては、本参考例を教諭等の職務内容を定めるための基

基礎資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いします。

なお、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定しています。また、教諭等の標準的な職務の明確化を図る際には、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いします。さらに、幼稚園、幼保連携型認定こども園、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校について同様に学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける場合や、養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いします。また、教諭等をはじめ学校に置かれる職の具体的な職務内容を定める際には、学校管理規則等に位置付けられる標準的な職務を踏まえつつ、学校規模、教諭等の配置数や経験年数、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いします。

このほか、学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を適切に位置付ける際の留意点を下記のとおりまとめましたので、下記の事項に留意の上、御対応いただきますようお願いします。

文部科学省としては今後とも、必要な制度改正や条件整備をはじめとして、学校と社会の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、学校における働き方改革の取組を総合的に進めてまいります。各教育委員会におかれては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、本参考例を活用し、教諭等をはじめとする学校に置かれる職の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いします。

記

1. 本参考例の活用について

教諭等の職務内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用していただくことを想定していること。このため、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定していること。また、具体的な標準的な職務を定めるに当たっては、各地方公共団体における具体的な職名や各学校・地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

2. 標準職務例に掲げる職務等について

別添2別表に掲げる教諭等の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）については、校務の中で主として教諭等が担う職務の範囲を示したものであること。また、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではありません。

ないこと。

標準的な職務の例を示した「教諭等」とは、校長及び教頭等の管理職以外の学校における職であって学校に関する職務を広く担う職について、標準的な職務を明確にする趣旨から、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいうものであり、標準職務例においては管理職が担う職務は示していないこと。なお、職務の中には、管理職が担うことも考えられる職務も示しているが、教諭等が担うことも想定されるため示しているところであり、実際の具体的な校務分掌に基づく役割分担については、管理職も含め、地域や学校の実情に応じ適切に実施することが考えられること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられたとしても、教諭等に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることに変わりはないこと。

また、標準職務例は、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

3. 標準職務例に掲げていない業務について

答申の別紙2（「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」）を踏まえ、以下に掲げる学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務や、基本的には学校以外が担うべき業務については、教諭等の業務の縮減を推進する観点から、標準職務例には掲げていないこと。なお、これら業務のうち、学校徴収金の徴収・管理に関する業務については、基本的には学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担うことが望ましいが、仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、教諭等の業務ではなく事務職員等の業務とする必要があると考えられるため、別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等において、事務職員の標準的な職務として位置付けていること。

【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】

- ①調査・統計等への回答に係る対応に関すること
- ②児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ③校内清掃に係る対応に関すること
- ④部活動に係る対応に関すること

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤登下校への対応に関すること
- ⑥学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること
- ⑦学校徴収金の徴収・管理に関すること
- ⑧地域ボランティア等との連絡調整に関すること（地域学校協働活動の一環として地域学校協働推進員等が担うべきものをいい、校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）

4. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要があると考えられること。

なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが基本的に前提であると考えられること。

5. 外部人材等との分担・協働を図った職務の実施について

職務の実施に当たっては、校長は、校務分掌に基づき教諭等の中で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との分担・協働を図る必要があると考えられること。

6. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付けた場合には、その目的や目標を保護者や地域住民等と共有し、地域の理解と支援を得るよう十分努める必要があると考えられること。

7. 事務職員の標準的な職務について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける際には、事務職員との分担・協働についても適切に図られるよう、事務職員の標準的な職務についても併せて位置付けることが望ましいこと。その際、別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等を参考にされたいこと。

別添 1 学校管理規則の参考例

別添 2 教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例

別添 3 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）（抜粋）

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
菊地，中村，吉田
TEL：03-5253-4111（代表）内線 2588

< 学校管理規則の参考例 >

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

(教諭等の標準的な職務内容)

第△条 教育長は、教諭等（主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため，標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

<教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例>

教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、〇〇市立学校管理規則第△条に基づき、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(教諭の標準的な職務の内容及びその例)

第二条 教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(主幹教諭の標準的な職務の内容)

第三条 主幹教諭は、別表に掲げるもののほか、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭の職務を補佐すること及び命を受けて校務の一部を整理すること並びに教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

(指導教諭の標準的な職務の内容)

第四条 指導教諭は、別表に掲げるもののほか、教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

(助教諭の標準的な職務の内容)

第五条 助教諭は、別表に掲げるものについて、教諭の職務を補佐することをその標準的な職務の内容とする。

(講師の標準的な職務の内容)

第六条 講師は、別表に掲げるものについて、教諭又は助教諭に準ずる職務を行うことをその標準的な職務の内容とする。

(教諭等の職務の遂行に係る留意事項)

第七条 教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる標準職務例は、校務の中で主として教諭等が行う職務の範囲を示したものであること。なお、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。
- (2) 校長は、標準職務例を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。教諭等が職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であると考えられること。

- (3) 校長が校務分掌を定める際には、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域等の実情を踏まえつつ、教諭等が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に校務分掌を定めること。その際、校長は、校務分掌が細分化し、各教諭等が結果として校務分掌の大部分を担当することのないよう、主幹教諭や主任を中心として包括的及び系統的に校務分掌を定めるとともに、特定の教諭等に職務が集中するなど職務の偏りが生じないよう、校務分掌の在り方を適時柔軟に見直すこと。なお、校長は、主任を命じる際には、適材適所で命じること。

別表 教諭等の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備・運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ，不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭，地域，他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること	校内研修の企画，実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材，地域，保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日）

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

(1) 文部科学省が取り組むべき方策

学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知。

第5章 学校の組織運営体制の在り方

2. 目指すべき学校の組織運営体制の在り方

- また、若手教師の支援の観点からも、主幹教諭や指導教諭の役割は重要であり、文部科学省は、主幹教諭や指導教諭が校内研修において若手教師の指導力向上に向けて中心的な役割を果たしている例を収集・周知するとともに、主幹教諭の標準的な職務として、若手教師の能力向上に関する内容が含まれることを示していくことが必要である。

- 文部科学省は、事務職員が校務運営に参画することで、副校長・教頭を含め教師の業務負担が軽減された好事例・成果を収集・横展開するとともに、標準的な職務内容を具体的に明示していく必要がある。

【別紙2】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

④ 地域ボランティアとの連絡調整

- なお、地域ボランティアの活動に関する学校側の地域学校協働活動推進員等との連絡調整窓口としては、主幹教諭や事務職員等が地域連携担当として、その役割を積極的に担うことが考えられる。この推進のため、地域連携担当教職員について、文部科学省は、標準職務の例を示し、教育委員会は、校務分掌上への位置付けを進めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

- イ 地域連携担当教職員に係る標準職務例の提示及び学校管理規則における規定参考例の提示

ご注文方法について

東洋館出版社に直接申込み

定期購読
お申込みページ



①東洋館出版社のホームページからの申込み[クレジットカード決済]

インターネットで『初等教育資料』と検索し、東洋館出版社のホームページからお申込み下さい。

年間購読：送料無料で 10%off!

月額課金：お客様のタイミングで申込み・解約ができる!

東洋館出版社ホームページURL: <https://www.toyokan.co.jp>

②FAXでの申込み

下記「FAX申込み記入欄」に、ご注文内容と送品先をご記入いただき、FAX送信して下さい。

郵送されてくる振込用紙を使って、代金をお支払い下さい。お振込みを確認次第、商品を発送いたします。

書店申込み

・貴校でお取引している書店様にてお申込み下さい。

FAX申込み記入欄

下記申込み欄に必要事項をご記入いただき、東洋館出版社にFAX送信してください。
後日郵送する振込用紙にて代金をお支払い下さい。ご入金確認後に商品を発送いたします。

FAX送信先 03-5281-8092

ご希望の商品にチェックを入れて下さい。

【定期購読注文】

初等教育資料 (2023年4月号～2024年3月号)

年間定期購読 税込み 7,920円 + 送料 1,800円

【単品注文】 各税込み 660円 + 送料 1,000円

初等教育資料 2023年4月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり 1：知識及び技能の指導と評価を軸に①

初等教育資料 2023年5月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり 1：知識及び技能の指導と評価を軸に②

お届け先

(〒 _____)

都 道
府 県

学校名
or 氏名

電話：

初等教育資料 定期購読のご案内

学校、教育委員会の方々へ届ける文部科学省編集の月刊誌

「StuDX Style」

ICT活用の新コーナー誕生!



今年度は、改めて
資質・能力
の育成に向けた
授業づくりを総力特集!

電子書籍でも
読める!
令和2年4月号から
『初等教育資料』の
電子書籍販売が
スタートしています。
電子書籍 初等教育資料
で検索をお願いします。

令和5年度 さらに内容が充実 子供が輝く学校を目指して!

「資質・能力の育成」「指導と評価の一体化」「幼保小の連携」
「文化芸術による創造性豊かな子供の育成」「道徳教育の推進」
「ICT機器の活用の更なる充実」「持続可能な社会の担い手の育成」

初等教育資料を読めば、

学習指導要領のキーワードに基づく授業ができる!



令和5年度年間テーマ：
学習指導要領の
よりよい実施に向けて



初等教育資料

学習指導要領に基づいた
より確かな情報を発信する
文部科学省編集の月刊誌

編集:文部科学省教育課程課／幼児教育課
定価:660円(税込み) B5判・平均102頁

令和5年度のテーマは

「学習指導要領のよりよい実施に向けて」!

学習指導要領全面実施4年目に当たり、教育活動の更なる改善・充実を図るために、学習指導要領の趣旨を実践において具体化するためのポイントを発信していきます。

特集Ⅰ：教育現場における最重要課題を理解するコーナー

- 4月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり1—知識及び技能の指導と評価を軸に①—
- 5月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり1—知識及び技能の指導と評価を軸に②—
- 6月号 文化芸術による創造性豊かな子供の育成
- 7月号 心身の健康の保持増進に関する指導
- 8月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり2—思考力、表現力、判断力等の指導と評価を軸に①—
- 9月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり2—思考力、表現力、判断力等の指導と評価を軸に②—
- 10月号 よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の推進・充実
- 11月号 幼保小の連携
- 12月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり3—学びに向かう力、人間性等の指導と評価を軸に①—
- 1月号 資質・能力の育成に向けた授業づくり3—学びに向かう力、人間性等の指導と評価を軸に②—
- 2月号 ICT機器の活用の更なる充実
- 3月号 持続可能な社会の担い手の育成



特集Ⅱ：学習指導要領に基づく確かな授業づくりに触れるコーナー

毎月、教科等ごとに学習指導要領に基づく授業づくりの考え方や授業実践を紹介し、メインテーマは、その教科等でいま最も重要課題とされる事柄を教科調査官自身がピックアップして特集します。教科等の確かな理解、最新の教育課題は何か、授業づくりの様々なヒントを得ることができます。

初等教育資料 編集担当紹介 (視学官・教科調査官)



大塚 健太郎
文部科学省教育課程課
教科調査官



小倉 勝登
文部科学省教育課程課
教科調査官



笠井 健一
文部科学省教育課程課
教科調査官



有本 淳
文部科学省教育課程課
教科調査官



齋藤 博伸
文部科学省教育課程課
教科調査官



志民 一成
文部科学省教育課程課
教科調査官



小林 恭代
文部科学省教育課程課
教科調査官



熊谷 有紀子
文部科学省教育課程課
教科調査官



塩見 英樹
スポーツ庁政策課
教科調査官



横嶋 剛
スポーツ庁政策課
教科調査官



堀田 竜次
文部科学省教育課程課
教科調査官



直山 木綿子
文部科学省初等中等教育局
視学官



安部 恭子
文部科学省初等中等教育局
視学官



平手 咲子
文部科学省幼児教育課
教科調査官

※すべて国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官を併任

今年度より新たに2つの新コーナーが誕生!

子供が輝く学校づくり

校長として、学校や地域の自然や伝統等の特色を生かし、どのような目指す子供像を掲げ、家庭や地域と連携しながら学校を運営しているかをエピソードを交え紹介します。

StuDX Style ～授業改善への道～

小学校でのICT端末の活用を授業改善につなげるため、ICTの「特性・強み」を踏まえた「機能」面に着目し、実用的なノウハウや授業における活用のポイントを紹介します。誌面の二次元コードから、原稿に関する資料をダウンロードすることができます。



学習指導要領のねらいが知りたい！
授業実践のヒントがほしい！

文部科学省
教育課程課
編集

そんなときは、

中等教育資料

令和5（2023）年度 特集

- 4月号 道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進
- 5月号 「令和の日本型学校教育」を担う教師を育てる
- 6月号 I 学校段階間の接続を踏まえた指導に向けて①
II 地域と創る防災教育
- 7月号 I 学校段階間の接続を踏まえた指導に向けて②
II 博物館と連携した教育活動
- 8月号 I 学校段階間の接続を踏まえた指導に向けて③
II 学校全体で取り組むESDの推進
- 9月号 情報活用能力を育成する指導の充実
- 10月号 通常の学級における障害のある生徒への支援の充実
- 11月号 スクール・ポリシーを踏まえた教育課程の編成・実施の推進
- 12月号 「体系的・系統的なキャリア教育」の推進
- 1月号 高等学校における資質・能力の育成に向けた教育活動の充実①
- 2月号 高等学校における資質・能力の育成に向けた教育活動の充実②
- 3月号 高等学校における資質・能力の育成に向けた教育活動の充実③

をオススメします！

73

電子版も発売中！（Amazon, 楽天Kobo）

発行者 学事出版株式会社
定価 748円（本体680円＋税）

独立行政法人国立青少年教育振興機構

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、全国28の国立青少年教育施設を活用し、多様な体験活動の機会と場を提供。

国立青少年教育施設（28施設）

オリンピック記念
青少年総合センター（1か所）

国立青少年交流の家
（13か所）

国立青少年自然の家
（14か所）

本部 施設 紹介動画

公式YouTubeチャンネル

<https://www.niye.go.jp/movie/>



オリンピック記念
青少年総合センター（本部）

事業概要

①青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施

- 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業
青少年のための専門性の高いモデル的体験活動の開発
グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進
- 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
ボランティア養成・研修事業
- 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発
（「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等）
- 子供の貧困対策

②青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

- 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
- 活動プログラムの提供

③青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究

- 調査及び研究、成果の提供

④青少年教育団体が行う活動に対する支援（子どもゆめ基金事業）

- 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
- 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成
- 子供向けソフト教材の開発・普及活動に対する助成

ボランティア養成・研修事業の例

オリンピック記念青少年総合センター

- 期日：令和5年7月8日～7月9日
- 対象：大学生等ボランティア活動に興味のある方
- 参加者数：19名
- 概要：青少年教育におけるボランティア活動の意義について理解するとともに、青少年に関わる際に必要な指導法を習得する。



独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との取組【ボランティア】

ボランティアの養成・研修事業

■ 青少年機構でのボランティア活動を通して、**社会に参画する態度を育み、地域に貢献できる能力を有する青少年の育成**を目指しています。

- ① 機構が実施する教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアを育成する「ボランティア養成・研修事業」
- ② ボランティアが自ら考案した事業を実施する「ボランティア自主企画」

青少年機構におけるボランティア活動の推進

ボランティアをするには

独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する「ボランティア養成事業」に参加して、「法人ボランティア」として登録します。

ボランティア養成事業とは

目的：ボランティアに関する理論と活動に必要な知識や技術を身に付けます。

内容：ボランティア活動に必要な講義や演習
(例：野外炊事、普通救命救急法 等)

法人ボランティアに登録すると

全国28か所にある国立青少年教育施設でボランティア活動することができます。

- ・随時、養成事業を受講した施設やその他希望する施設からボランティア募集の情報が届きます。
- ・活動時は当機構の規程に基づき旅費（交通費、食事代相当額）の支給があります。

■ 登録している法人ボランティアの**約7割が大学生**。

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との主な取組【連携事業・施設利用】

宮城教育大学×花山青少年自然の家

～連携事業「p4cキャンプ」～

概要：平成28年度から、宮城教育大学と宮城県に立地している国立花山青少年自然の家が協働し、「探究の対話（p4c）と体験活動を取り入れた教育プログラムの開発プロジェクト」として、「探究の対話（p4c）キャンプ」を開発するとともに、探究の対話（p4c）と体験活動の相乗効果に着目して、教育効果の検証を実施。

令和4年度には、宮城県内の3つの中学校が、自然体験活動を伴う集団宿泊活動と、p4cの活動を融合した「p4cキャンプ in 花山」を実施、体験活動の効果を高めるための取り組みを進めた。

p4c(ピーフォーシー)：子供のための哲学（philosophy for children）のことで、頭文字から作られた略称。子供たち自ら問いを立て、円座になって対話を通して考えを深めていく学びのこと。



上越教育大学×妙高青少年自然の家

ボランティア活動の単位認定

概要：上越教育大学の「ボランティア体験」の科目を履修している学生は、新潟県に立地している国立妙高青少年自然の家主催の「ボランティア養成事業」に参加する等で合計15時間以上のボランティア活動の実践により、当該科目の単位が取得される。



群馬大学・宇都宮大学 共同教育学部 × 赤城青少年交流の家

～施設利用を通じた研修の充実～

概要：群馬県に立地している国立赤城青少年交流の家を会場に、群馬大学及び宇都宮大学の共同教育学部に在籍する2年生全員が参加する合同研修を実施。

内容：令和5年度は8月31日に日帰りで377人の学生が参加。グループ別交流会の後に、野外活動を実施。

- 教育大学等と青少年機構が協働した取組み事例は、上記の他にもあります。
- 教職を目指す大学生に**集団宿泊を通じた体験活動の機会と場を提供**することを通して、それらの活動の**重要性を体験的に実感する契機**となります。
- 大学が有する教育資源と青少年機構が有する教育資源を融合し、**青少年の諸課題の解決に向けた取組み**を推進しています。